

大阪維新の会・無所属議員団代表質問

【市長の政治姿勢】

(質問)

3月定例会初日において施政方針説明とともに次期市長選に対する長内市長の思いと決意の一端をお示しになりました。そこで何点かお聞きします。長内市長は40万人都市豊中の市長として8年にわたり重責を担ってこられました。まず、これまで市長として大切にされてきた政治姿勢はどのようなものであったかについてお聞かせください。また政治においては市民の声をお聞きして反映させることが大切といわれますが、市長はこのことの意味についてどの様に理解され、どのように職務に当たってこられたかについてもお聞かせください。次に、豊中における今後の市政運営について長期的な視点に立った時に、長内市長は、どのようなことが大きな課題になると考えられておられるでしょうか。またその課題に対し、次の4年間でどのようなことに取り組まれようとしているのかお聞かせください

<答弁>

私は、市長就任以来、「創る改革」を市政運営の基本理念とし、前例や慣例にとらわれない新たな発想で、社会情勢や市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応しながら政策を進めてきました。特に、豊中の将来を担う子どもや若者世代への取り組みに重点を置き、未来への投資を戦略的に実施しています。市民の声については、市政に関心を持って積極的に意見を届けてくださる方々だけでなく、いわゆるサイレント・マジョリティの声を把握することにも心を砕いてきました。学校跡地活用や介護予防センターの見直し、学校の建替えなど政策課題について、地域の皆さんと対話を重ねながら方向性を共有する取組みを進めている。たとえ、対立する意見があったとしても、対話を重ねるなかで解決の糸口が見えてくる。私も、できる限り地域の行事に伺い、直接、市民の皆さんの声を聴いてきました。長期的な視点に立つと、国全体の課題として人口減少社会に突入しており、将来的に、人材や財源の確保などさまざまな面で、じわじわと影響が及んでくることが想定されます。そのような中でも、豊中は今年度の国勢調査では、現在、取りまとめが行われているところではありますが、5年前よりも人口が大きく増えていきます。まちを持続的に発展させていくためには、市民が豊中での暮らしに幸せを感じ、誇りに思うまちを創りあげていくことが必要です。そうした観点から、経営戦略方針として子ども政策に重点的に投資してきたところです。次の4年間においては、子ども・若者のさらなるサポート充実やとよなからしい都市空間づくり、すべての方の安心安全の基盤強化、AI など最先端のデジタル活用などに大胆に取り組むことにより、新たな価値やサービスを生み出し、豊中をワンランク上のまちに成長・発展させていきたいと考えています。

(質問)

いわゆるコストカットの改革ではない、創る改革を基本理念とし、前例や慣例にとらわれない

新たな発想で政策を推進されてこられたということについて一定評価したいと思います。また未来への投資を進めてこられたことについては、わが会派としても政治姿勢として大切なことであると考えています。そしてわが会派からの市政改革の提案について真摯に向き合っていただき様々実現していただいたことについては感謝を申し上げる次第です。市民の声を政治に反映させるということについて、長内市長は、市民の意見が全体としてどこにあるのかの把握に努められており、また対立する意見がある場合にすぐに多数決で多いほうの意見を採用することではなく、対話を重ねる中で解決の糸口を見出していくということを大切にされているのだと理解しました。そしてできる限り直接に市民の皆さんのお声を聴いてこられたということで、そのことも大切なことだと思います。市長には、市民から寄せられた声の本質的な部分が何なのかを捉えて市政に反映をしていただきたいと思います。また長期的な視点での課題として人口減少社会への対応を挙げられたことについても、会派として共通の課題認識を持つものであります。わが会派としても、様々な改革の提案をこれからもしていきたいと考えています。次に次期市長選への決意をお示しなされたことに関連して、3期目の報酬及び退職金についてはどのようにお考えか、見解をお聞かせください。

<答弁>

市長の報酬については、特別職報酬等審議会にお諮りし、合理的な水準であるとのことをご意見をいただいています。退職手当については、2期目については50%減額することとしています。

【副首都構想】

(質問)

副首都構想について質問します。2月8日執行の第51回衆議院議員選挙におきまして、日本維新の会は「副首都構想」を一つの大きな柱として国民に訴え、特に大阪府民の皆様には多くのご理解をいただきました。現在開催中の通常国会において、積極的な議論を期待したいところでございます。副首都構想は、災害時の首都機能のバックアップや東京一極集中の是正を目的としています。特に東京一極集中の是正については、東京都と他の道府県との財政格差が拡大し続けており、それに比例して行政サービスの地域間格差も拡大しています。その地域間格差を早急に是正しくためにも早急に進めていかなければならないと考えます。そこで市長に伺います。本市は大阪市の隣接していることに加え、空・陸の両面で交通の要所であり、大阪府の他の市町村と比較して副首都構想を前に進めていくには重要な役割を担っているかと思っています。大阪府が豊かになることが豊中市民の住民サービスを向上に直結することもあり、地方分権を推し進めていく上でまずは大阪から集中突破を図らなければならない、そのためには大阪副首都構想の実現は不可避であると考えますが、市長は大阪副首都構想についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

<答弁>

副首都については、高市総理の施政方針において、首都の危機管理機能のバックアップ体制を構築し、首都機能の分散と多極分散型経済圏を形成する観点から検討すると表明されました。私は、副首都は、東京一極集中を是正し、地方の発展成長と危機管理を進める一つの考え方であると理解しています。特に、東京一極集中により国民の間に格差を生じさせるような財源の偏在を、国として早期に是正してもらいたいと考えています。地方分権の観点でいうと、本市はすでに中核市として持てる権限をほぼ全て保有しています。これまで、豊中のまちのことは、豊中で考え、責任を持って実行していく体制や財源を確保し、社会の変化や市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応しながら、先進的に取組みを進めており、それが今後も豊中のあるべき姿だと確信しています。本市がそうして自ら取り組む都市経営と、隣接の大阪都心部の発展との相乗効果が、大阪府全体を豊かに強くすることに貢献すると考えます。大阪は、かつて上方といわれる関西広域において、文化・経済・防災など様々な分野の連携の実績を有しており、首都機能をバックアップするポテンシャルの備わった圏域であると思います。現在、複数の自治体が副首都への意欲を示されており、東京一極集中体制からの脱却という点では期待するものです。

(意見・要望)

本市が自ら取り組む都市経営と、隣接する大阪都心部の発展との相乗効果が大阪府全体を豊かに強くすることに貢献していくとのお考えについては大いに共感いたします。複数の自治体が副首都への意欲を示しており、副首都の目的・定義などについてはこの通常国会でも議論に

なっており、国会での動向についてはしっかりと見極めたいと思っております。さて、今年度は大阪関西万博が開催され、その運営収支につきましては最大で370億円にもなる見込みだと日本国際博覧会協会からの報告がございました。長内市長も万博首長連合の副会長として、大阪関西万博を盛り上げていただいたことには改めて感謝申し上げます。今回の万博の成果をさらなる成長の糧の一つとし、大阪副首都構想の実現に向けての挑戦を続けてまいりたいと申し上げ、この質問を終わります。

【自治体職員の政治活動・選挙活動】

(質問)

自治体職員の政治活動・選挙運動についてお聞きします。地方公務員は、全体の奉仕者として政治的中立性が強く求められております。一方で、憲法上、政治活動の自由も保障されており、その範囲と制限の整理が重要です。そこで伺います。本市において、自治体職員の政治活動・選挙活動に関する基本的な考え方をどのように整理しているのか。特に、勤務時間内外の区別、庁舎や公用端末の使用、SNSでの発信行為などについて、どのような基準を設け、職員へ周知しているのか。これまでに注意・処分に至った事例があれば、その概要と再発防止策を教えてください。

<答弁>

一般職の地方公務員については、勤務時間外も含め、地方公務員法により政治的行為が制限されています。また、すべての公務員については、公職選挙法により地位利用による選挙運動等が禁止されております。SNSによる特定候補者・政党を支持する投稿等の行為も、政治的行為に該当する可能性があります。本市においても、職員の政治的中立性に対する疑念を招き、市民の信頼を損なうことのないよう、選挙に関する法令遵守と服務規律の確保の周知徹底を図っております。なお、本市職員の政治的行為制限や地位利用による選挙運動禁止に係る懲戒処分の事例はありません。

(質問)

選挙時における具体的な対応について伺います。特定候補の応援、ビラ配布、後援会活動等に関し、国家公務員法及び地方公務員法の趣旨を踏まえ、本市ではどのような行為を禁止または制限しているのか。また、違反の疑いが生じた場合の調査手続きや内部通報制度は適切に機能しているのか、体制の実効性について教えてください。

<答弁>

公務員については、職務上の権限や上下関係など、その地位を利用した候補者の推薦、演説会の開催、後援団体結成への関与、文書の掲示などの選挙運動が禁止されています。市職員の政治的行為制限違反などの法令違反行為に係る内部通報については、人事管理担当部局である総務部人事課で受け付けております。

(意見・要望)

職員の政治的中立性は、市民の信頼の基盤です。許される活動の範囲を明確化し、定期的な研修と具体例を示したガイドラインの充実などを図り、違反が疑われる事案には、迅速かつ透明性ある対応を徹底することを要望しておきます。

【市制施行90周年記念事業】

（質問）

市制施行90周年記念事業について伺います。本市は昭和11年（1936年）10月15日に誕生し、本年で市制施行90周年を迎えます。本市発展の歴史を振り返りながら、記念式典及び記念イベントを実施されるとのことですが、具体的に、どのような形で振り返りをされるのでしょうか。市民の記憶や記録に残る特別な催しを実施していただきたいと考えますが、現時点でどのような実施内容を検討されているのか、教えてください。

<答弁>

本市発展の歴史を振り返る取組みとして、記念式典の場での動画放映や市公式SNSを活用して90年の歩みを共有するとともに、多種多様な活動によって本市の発展を支え、ご貢献をいただいた方々を顕彰することを予定しています。次に、記念式典と記念イベントの内容につきましては、90周年を契機として市内外のより多くの人々に本市の魅力を知っていただき、シビックプライドを醸成することをコンセプトとし、「市民参画」、「子育てしやすさ NO.1」、「デジタル活用」の視点と、本市が有する地域資源を最前面に出した事業とする計画です。具体的には、記念式典の場での箕面自由学園高校と梅花高校のチアリーディング部の皆さんによるパフォーマンスや、中学校の吹奏楽部の皆さんと日本センチュリー交響楽団による合同演奏、高校生によるパフォーマンスなど、豊中の未来を担う若い世代の方々と共に創りあげていくことを検討しています。市民のみなさんと一緒にお祝いすることができるような式典にすべくコンテンツについて検討を進めてまいります。

（質問）

市制施行90周年を契機としたスポーツイベントの実施や新たなシティプロモーション事業も検討されているようですが、それぞれ具体的にどのようなことを検討されているのか、市制施行90周年との関係性と合わせて、教えてください。

<答弁>

スポーツイベントといたしましては、次世代を担う若い世代を対象としたチアリーディングやアメリカンフットボール、e スポーツなどが体験できるプログラムを企画しています。次に、シティプロモーション事業につきましては、箕面自由学園高校と梅花高校のチアリーディング部の皆さんに、“チアのまち”をアピールするアンバサダーとして活動いただくとともに、本市にゆかりのある著名人も連携し、本市の魅力を効果的に発信してまいります。併せて、マチカネくんなどのグッズ制作や、豊中つばさ公園『ma-zika』の全面開園に合わせたイベントなどを企画しています。こうした周年事業を契機とした複合的な取り組みにより、シビックプライドの醸成を図り、次の100周年へと繋げてまいります。

(意見・要望)

市制施行90周年記念事業を契機とした様々な取組みにより、シビックプライドの醸成を図られるということで、大いに期待しておきたいと思えます。シビックプライドは、まちに対する市民の誇りと訳されますが、単に市民がまちや地域に対して抱く誇りや愛着の感情だけでなく、まちや地域をより良くするための当事者意識や行動意識も含まれます。そのことを踏まえ、本市の魅力を様々な機会、媒体を通じて発信するとともに、可能な限り、市民が90周年記念事業に主体的、能動的に関われる機会、参加、参画できる形式を模索していただきたいと要望しておきます。加えて、90周年記念事業は、とりわけ豊中の未来、次世代を担う若い世代の方々と共に創りあげていくこと、関わっていただくことを重視しておられる印象を受けましたが、あわせて、日頃からまちや地域をより良くする当事者意識や参画意欲を若い世代から醸成、浸透を図るため、教育的な取組みやアプローチも検討いただきたいと要望しておきます。他方で、本市発展の歴史を振り返る取組みとして、記念式典の場での動画放映や市公式SNSを活用して90年の歩みを共有するとともに、多種多様な活動によって本市の発展を支え、ご貢献をいただいた方々を顕彰することを予定しているとの答弁がありました。それらにあわせて、日頃から本市も住んでみたいまち、住み続けたいまちづくりを掲げて取組みを進めておられますが、実際に本市に住み続けてこられた方に焦点や光を当てることも考えても良いのではないかと思います。例えば、可能かどうか分かりませんが、本市在住90年もしくはそれに近い方を探し、本市の歴史の語り部となっただいたり、もしくは、永年在住表彰を行ったりといったこともぜひ、ご検討いただきたいと要望しておきます。

【市内の観光資源】

（質問）

市内の観光資源についてお聞きします。本市内は様々な寺社仏閣、庭園や遺跡また空港や大きな公園なども含むと、多くの観光資源があると思っております。しかし、アピールが今一つなのか、全国的には広がり欠けている感じが否めません。本市には観光などに特化した部局もなく、観光に来ていただいた方の滞在する宿泊施設も不足気味ではないかと感じています。そこで、市内の観光や見所など、その観光資源について市の認識をお聞かせください。また、今後の方向性や展開について、見解をお聞かせください。

<答弁>

本市の観光資源としましては、大阪府内最大級の面積を誇る服部緑地や、世界的にも有名な旅行コミュニティサイト「トリップアドバイザー」のエクセレンス認証を受けた千里川土手などがございます。なかでも、昨年一部開園しました豊中つばさ公園『ma-zika』は、開園直後から大変多くの注目をいただいております。本市としましては、この飛行機を間近で見ることのできる公園を、唯一無二の魅力として、発信してまいります。

（質問）

豊中つばさ公園について、この公園はもともとあった、魅力的な場所に市が手を入れてもっと市民に楽しんでもらえるように整備してきたと思えますし、来年の全面オープンに於いて更に、整備を進めていかれると思えます。昨年8月に公園の一部オープン後には市内外から本当に多くの方々に訪れていただけてると感じています。また、マスコミやテレビ等でも多く取り上げられ、その反響も今まで以上に大きいのではないのでしょうか。そこで、これまでの豊中つばさ公園の利用状況や市民の反応また、要望などが寄せられているのかお聞かせください。また、今後においてどのような姿を市として描いておられるのかお聞かせください。

<答弁>

一部開園以降の利用状況ですが、開設当初から休日には多くの方が訪れ、駐車場が満車になることもございます。公園の利用者からは、「間近で飛行機を見られて興奮した」「授乳室や休憩スペースもあり、子どもと来やすい」などのご意見をいただいております。一方で、「駐車場を十分に確保して欲しい」「ペットを連れていきやすい環境が欲しい」などの要望をいただいております。こうした要望に対応してまいります。今後、全面開園に向けて、飲食施設やバーベキュー広場、遊具広場や展望・芝生広場、ドッグランなどを整備してまいります。また、隣接する千里川土手についても、本公園と一体的に整備を進め、完成した区域から順に供用を開始してまいります。こうした絶えず変化を感じられる環境を提供し、本市の観光名所として、多くの方が訪れる賑わいの場を創出してまいります。

(意見・要望)

今後も市内の観光にもしっかり目を向けていただき、市内の様々な観光資源を活かしていただき、本市の魅力的な部分をアピール、ご尽力いただきたいと申し上げ、引き続き常任委員会で議論を深めていきたいと思えます。

【産業都市豊中】

（質問）

本市の主な産業については、大きな企業の本社等があるわけではなく、中小の企業体が多く割合を占めていることは、過去の質問の中でお聞きしており、承知をしています。しかし、その業種は様々で、職種・業務内容も多岐に渡っているのではと予測されます。そこで、本市の産業構造、事業内容はどのような構成になっているのか、それらに携わる従業者について、本市が分析されている内容について見解をお聞かせください。

<答弁>

本市は、府内において事業所数が4番目、製造業でも5番目に多い産業都市です。産業の構造や事業内容については、千里中央や鉄道沿線エリアを中心に集積する小売業や飲食サービス業、医療・福祉分野が非常に多く、このほかにも、空港周辺エリアでの物流や宿泊施設、西部・南部エリアでの製造業、運輸業、卸売業など、地域の特性や資源を活かした事業所の立地が特徴となっております。従業者数につきましては、4人以下の事業所が最も多く全体の約6割、30人未満は全体の9割超を占めています。

（質問）

先ほどの答弁では、府内で事業者数が4番目、製造業でも5番目ということで、様々な産業が盛んであることがわかりました。では、その特徴や強みなど、わかる範囲でお聞かせください。また、現在の市内産業における課題があればお聞かせください。最後に、本市の産業都市を形成していく上で、本市が考える今後の取り組みや展望について、見解をお聞かせください。

<答弁>

本市産業の強みにつきましては、近畿都市圏のベッドタウンの特質を活かした地域密着型ビジネスの展開や、中小・小規模事業者ならではのきめ細かな商品・サービスの提供などが挙げられます。一方、課題としましては、人手不足や経営者の高齢化などに伴う事業承継問題、デジタル化への対応の遅れなどが顕在化しております。このため、今後は、多様な働き手の確保やAIの導入支援、事業承継や価格転嫁の取り組みなど、市内事業者の「稼ぐ力」の強化に注力してまいります。さらに、奨励金制度の拡充による商業・オフィス、宿泊施設などの立地促進や、大阪大学などと連携したスタートアップ支援など、都市機能の再構築や新たな産業の創出にも取り組んでまいります。

（意見・要望）

本市は地域の特徴を生かした事業所等も多く、他市にはない独自性も多くもっていることがわかりました。今後の取り組み展開やその方向性に期待して、注視していきたいと思っております。

【公園大改革】

(質問)

令和8年度予算案の重点事項の一つとして暮らしの舞台を次のステージへ、快適・賑わい・憩い空間づくりを掲げられ、その中に、公園大改革が挙げられており、豊島公園やふれあい緑地、千里東町公園の再整備などが重点項目として挙がっています。今回は、それらの公園ではなく、親水公園について伺いたいと思います。例えば、野畑南公園には、隣接する千里川に大阪府が整備した親水空間がありますが、どういった経緯や理由、目的で整備がなされたのでしょうか。また、親水空間や親水公園の意義について、快適・賑わい・憩い空間づくりの観点から、市はどのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

野畑南公園に隣接する千里川に整備された親水空間は、昭和63年に、当時の区画整理事業に合わせて府と市、地域が共同して事業を進め、平成6年に親水公園として整備されたものです。次に、親水空間や親水公園の意義につきましては、涼を感じたり、水音を聞いてリラックスしたりといった、癒しの効果や水辺の生物に親しむことで、自然の大切さを学ぶ機会になるものと考えております。

(質問)

天竺川は以前から、いくつかの団体や個人が川の清掃活動や樹木等の剪定作業をされていますが、今年度に入り、大阪府が樹木の剪定や伐採をかなり行われ、スッキリとした印象を受けます。そこで伺いますが、緑地公園にも隣接している天竺川に親水空間や親水公園を大阪府とも連携して、整備していくことについて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

天竺川と服部緑地を所管する大阪府に確認しましたところ、河道の拡幅など困難な状況でもあり、現時点で天竺川での親水空間・親水公園の計画はないとのこと。市としましては、河川の親水空間は、安全確保などの課題もございますが、豊中つばさ公園『ma-jika』に隣接する千里川での「千里川土手原田地区かわまちづくり」のように、大阪府と連携して整備を進めている事例もございますので、今後の動向を注視し、整備の機会がありましたら、大阪府と連携してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

涼を感じたり、水音を聞いてリラックスしたりといった癒しの効果や、水辺の生物に親しむことで、自然の大切さを学ぶ機会になるとの親水空間や親水公園の意義や市の認識を伺うことができましたし、今回、例示させていただいた天竺川に限らず、今後も関係機関の動向や社会情勢、

自然環境等の変化を注視しながら、市内での親水空間、親水公園の整備を模索していただきたいと要望しておきます。

【ボールパーク】

(質問)

ボールパークについてお尋ねします。ボールパークの整備方針について、今後の整備スケジュール、場所の選定、球技の種類、また、トラブル防止のための方策としてどのようなことに取り組みられるのかについてお聞かせください。

<答弁>

ボールパークの整備については、小学校区に1つの整備を目指して、1年度あたり2～3校区程度の段階的な整備を予定しています。場所の選定や遊べる球技の種類については、公園の位置や利用状況、周辺の民家の状況などを踏まえ、地域の方々との協議の上で決めてまいります。トラブル防止のための方策については、公園でのボール遊びの主な課題である周辺住宅や道路へのボールの飛び出し、ボール遊びによる騒音などに対して、地域の方々と一緒にどのような球技ができるか、何時まで利用できるかなど地域ごとのルールを作ることが重要であると考えています。また、必要に応じてフェンスや看板の設置などの整備も行うこととしております。

(質問)

今後整備されていくボールパーク以外の公園でのボール遊びについての考え方はどのようなものなのでしょうか。また、1年度あたり2から3校区程度の段階的な整備を予定されているとのことですが、そうすると市全域での整備については10年以上かかるのではないかとも思いますが、その間の未整備校区でのボール遊びについては何か対応を考えておられるのでしょうか。

<答弁>

公園でのボール遊びについては、全面禁止とはしておりませんが、他の公園利用者や周辺状況の関係で制限を受けている公園が多いのが現状です。ボールパークの整備後もこの考え方は変わりませんが、公園ごとに緩やかに遊び方が変わっていくものと考えております。市全域での整備については、ボールパークがある程度の数の校区において整備されることにより、モデルケースとなるルールが認知され、地域での機運醸成などが図られることにより、整備のスピードが加速するものと考えております。そのため、先行する公園での成功事例や課題を踏まえて全市展開できるよう全力で取り組んでまいります。

(意見・要望)

子どもたちが元気いっぱいボール遊びをすることができる環境を整備することについては高く評価しております。できるだけ市内全域に早く整備されるようお願いをしておきます。

【公園施設のブラッシュアップ・公園遊具の安全対策】

(質問)

公園施設のブラッシュアップ・公園遊具の安全対策についてお聞きします。公園は年代問わず、誰もが気軽に利用できる施設であり、市民の憩いや活動の場でもあります。また、各公園はそれぞれ特徴などもあり、遊具なども様々です。まず、公園対策事業として公園施設のブラッシュアップがあがっていますが、その狙いと対象の公園をお聞かせください。

<答弁>

公園施設のブラッシュアップ整備としましては、公園の遊具など施設の更新や、バリアフリー化工事の際に、経年の汚れや錆により古びてしまった柵や清掃用具入れの塗り替え、園銘板や擁壁の洗浄、鬱蒼とした樹木の間伐など、引き続き利用する施設の美装化を行います。このことにより、公園全体のリニューアル効果の向上とともに、公園の外回りを美装化することで、地域の景観形成にも貢献しようとするものです。また、ブラッシュアップ整備の対象となる公園につきましては、令和8年度は、二葉北公園、二葉北第2公園、観音池公園を予定しております。

(質問)

公園には遊具が備わっている公園も多くあり、主にはブランコや滑り台などがその代表的な物ですが、遊具は公園によって様々異なります。そこで、質問ですが遊具の設置基準などあるのでしょうか。また、遊具の選定などはどのように決めていくのでしょうか、市のお考えをお聞かせください。また、公園に遊具を設置しても、経年劣化や利用者の不注意などで遊具自体や遊具周辺に不具合が起きることがあります。また、遊具の多くは幼児や園児が利用することも多く、遊具の安全性は大事な要素だと感じています。まず、遊具の安全点検等はどのようにされているのか、定期的に見回りなど行っているのか、また利用者からの様々な不具合や修理などの通報に対する対応なども含めて実情をお聞かせください。

<答弁>

遊具の設置基準としましては、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」など各基準に基づき、技術的な運用を行っており、改修の際は、地域のニーズ、利用状況による対象年齢層や最新の技術基準に則って、遊具の新設や安全領域による配置換えを行うなど、適時更新見直しを行っています。また、遊具の安全点検においては、市職員による目視や触診、打診などで異常の有無を調べる「日常点検」と、遊具の専門技術者が年1回以上行う「定期点検」により、劣化状況を把握し、適時補修を行い、安全確保に努めています。なお、不具合等の通報があった際は、直ちに現場を確認し、状況に応じて使用中止措置をするなど安全を確保し、早急に修繕するようしております。

(意見・要望)

公園は色々な役割があり、特に市民に憩いや活動の場を提供し、地域活性化を担う役割が多いのではないのでしょうか。今後の様々な公園施策に期待・注視したいと思います。

【廃食油の回収】

（質問）

廃食油の回収の現在の取り組みについてお聞かせください。また、回収拠点での回収実績や学校給食における廃食油の回収の現状についてもお聞かせください。廃食油は持続可能な航空燃料である SAF の原料にもなります。市として回収目標は設定されているか。またどの程度達成されているのか、教えてください。

<答弁>

現在、連携協定を締結しております日本航空株式会社が、ダイエーグルメシティ庄内店とイオンフードスタイル豊中庄内店の2か所で拠点回収を実施しております。また、本市独自の取組みとして、昨年11月に開催したとよなか市民環境展でスポット回収を実施しました。回収実績については、拠点回収は令和6年8月からスタートし、令和6年度は430リットル、令和7年度は12月現在で1050リットル、とよなか市民環境展で9リットル、合計で1489リットルとなっております。学校給食における廃食油の処理については、廃油回収事業者に売却しており、令和6年度実績の売却量は32970リットルとなっております。SAF化の取り組みは、回収方法とリサイクルルートを日本航空との連携により確保し、運用が緒に就いたところです。今後の回収目標については、令和8年度に着手する次期豊中市一般廃棄物処理基本計画策定作業の中で設定してまいります。

（質問）

学校給食において売却された廃食油のうちどの程度が SAF 原料として利用されているのでしょうか。また市として今後、回収拠点を増やすことや、家庭ごみ定期回収に合わせて回収することについては考えておられるでしょうか。廃食油は様々なものにリサイクルされると思いますが、市としては SAF 原料として回収することに重きを置かれるのでしょうか。それとも、SAF 原料にはこだわらず、廃食油の回収量を増やすこと自体に注力されるのか見解をお聞かせください。

<答弁>

学校給食で売却される廃食油は、用途を指定しておらず割合は不明ですが、工業油脂や塗料用、堆肥原料、バイオディーゼル燃料、SAF、船舶燃料にリサイクルされております。一般家庭の廃油の回収拠点は今後、市内全域に広げてまいります。現在、日本航空と確保した回収-リサイクルのルートに加え、新たに市が拠点を設置し、直接回収するルートと、新たな事業者との連携によるルートの3つのルートでの展開について調整をすすめているところです。家庭ごみの定期回収に合わせた回収については、現在、拠点回収で回収量を把握するとともに、市民への周知啓発と拠点拡大を実施することで回収量を拡大するべく取組みを進めているところです。今後は、市民ニーズなどを踏まえながら、回収手法や必要な人員機材など、定期収集への移行にあたっての課題整理を進めてまいりたいと考えています。可燃ごみに含ま

れる廃食油をリサイクルすることは、広くごみの減量・資源の有効活用に効果的であります。リサイクルの手段の一つであるSAF化については、空港のあるまちである本市として、とりわけ重点化して推進してまいりたいと考えています。SAF化をめぐるには、廃食油の回収量に対して、SAF製造事業者の生産体制が追いついておらず、回収された廃油の大半はSAF化に回らずにバイオディーゼルなど他の用途に回っているのが全国的な状況ですが、SAF化の回収拠点とリサイクルルートの拡大に注力してまいります。

(意見・要望)

空港のあるまちである本市としては、廃食油の回収については SAF 原料としての回収について重点化されるということでした。SAF 原料となる廃食油の回収を増やすにあたって自治体の果たす役割は大きいと思います。お隣の吹田市では出張所や図書館など公共施設に回収ボックスを置かれています。市民は普通の食用油の使用済み容器に入れてボックスに入れることができるようです。まずは回収拠点の大幅な増設に取り組んでいただき、将来的には家庭ごみの定期収集に組み入れることなどもご検討いただければと思います。市のホームページには「使用済み廃食油で飛行機を飛ばそう」と題して、大阪国際空港から東京国際空港に飛ぶために必要な廃食油回収量が見える化されています。2024年8月からスタートして2025年末現在でこれまでの回収量は羽田に一回飛ぶための必要量の30%程度になっています。まずは、できるだけ早く羽田に一回飛べるよう頑張ってくださいと思います。

【資源ごみ】

(質問)

資源ごみについて伺います。資源ごみは、再利用できる価値があるのに対し、「ただのごみ」は再利用ができない焼却するか、埋め立てて処分するものを指します。資源ごみは様々な種類があり、それぞれに種分けすれば再利用でき、各種金属や古紙はその代表的なものです。そこで、本市ではどのような種類の資源ごみを収集して、再利用において処理しているのか、詳細をお聞かせください。また、それぞれ種類とその量について現在の状況をお聞かせください。また、資源ごみの再利用など環境学習については、教育現場ではしっかりと周知などが必要と考えますが、これらについて現在、特に幼少期・小学生に対しての環境学習について、その取り組み状況をお聞かせください。

<答弁>

本市の再生資源の種類と令和6年度の回収量は、プラスチック製容器包装が約3323トン、紙・布が約6834トン、空き缶・危険ごみが約340トン、充電式電池内蔵の小型家電・電池類が約71トン、ペットボトルが約911トン、便が約1913トンとなっています。主な品目の再生利用方法ですが、ペットボトルに生まれ変わる、いわゆるボトル to ボトルとして循環利用されており、新聞や雑誌は製紙メーカーに運ばれ、新たに新聞紙、週刊誌、印刷用紙などとして循環利用されています。小学生を対象とした環境学習では、職員が学校に出向き、分かりやすい映像を使ってごみの削減や分別の大切さを学んでもらっています。また、子どもたちにより興味・関心を持ってもらえるように、収集車を校庭に持ち込み、収集車の仕組みの説明や排出の実演、水切り実験を行うなど、行動変容につながるよう工夫をしております。今年度は、小・義務教育学校39校で環境学習を実施しました。また、園児を対象とした環境学習も実施しており、収集車の乗車体験やゲーム方式による学習など職員と一緒に楽しくごみの削減や分別について学ぶ機会としています。今年度は公立こども園22園、私立こども園1園で環境学習を実施しました。

(質問)

資源ごみは本市にとって大事な資源ではありますが、この資源ごみの持ち去りなどが過去には大きな社会問題としてあがり、本市も資源ごみの持ち去り条例が制定された経緯があります。平成28年4月に資源ごみの持ち去り条例「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部が改正された背景と、その後の運用状況、市民への周知について詳しくお聞かせください。

<答弁>

条例の一部を改正した背景として、循環型社会の形成を推進することや、廃棄物行政に対する市民の信頼を高めていくことがございます。条例の運用方法ですが、警察 OB の会計年度任用職員を配置し、持ち去り行為の多い、紙・布及び空き缶等の回収区域を中心とした早朝

パトロールを行うとともに、警察とも連携しながら情報共有等を行い、持ち去るの未然防止に努めております。また、持ち去り行為者への対応としては、持ち去り行為を確認した上、条例で禁止されている旨を告げ、口頭による指導を行います。指導を行ったにもかかわらず繰り返す悪質な行為者に対しては、書面による警告や命令書を発し、これにも従わなかった場合について、所轄の警察に告発し、刑事裁判を経て最終的に罰金を科すこととしております。条例施行以降、口頭指導や目撃情報などは年々減少しており、警告書の交付は1件ございますが、罰金を科した事例はございません。周知方法としましては、持ち去り禁止看板の貸出しや、ステッカーの配布などの対応をしております。

(意見・要望)

環境学習は大事なことで、広く市内でおこなわれており、今までも力を入れておこなってきていると伺っており、ご努力されていることは評価したいと思います。今後も継続して更に工夫なども取り入れ進化した形で、しっかりと行っていただきたいと要望しておきます。資源ごみの回収率の向上は、そのまま資源に生まれ変わる可能性も多くなりますので、今後も回収に関しては様々な展開をお願いしたいと思います。

【今後のとよなかお財布事情】

（質問）

今後のとよなかのお財布事情について伺います。令和8年度の市政収入は28年ぶりに従来のピークを更新し、約781億円と過去最大となる見通しとなっています。ただ、高齢化がますます進行していくことによる社会保障関係経費の増大、子育て子育て環境の整備、小中学校の改築をはじめとする市有施設の更新など、莫大な財源の投入が必要となり、今後の本市のお財布事情は非常に厳しいものになることは間違いありません。そこで質問ですが、コロナ禍収束後、歳入は順調に伸びてはいますが、人口形態を踏まえて今後の市税収入の推移を市はどのように見込んでいるのでしょうか。また、施政方針で、「創造的破壊」という大胆な言い回しがありました。今後のとよなかのお財布事情を鑑み、財政運営面で具体的にどのような「創造的破壊」を進めようとしているのか、見解をお聞かせください。

<答弁>

今後の市税の推移につきましては、個人所得や地価の上昇傾向が続いていることなどをふまえ、今後もしばらくの間、増加傾向が継続するものと想定しておりますが、労働力人口の減少等により長期的には伸び率は鈍化傾向になると見込まれます。財政運営における「創造的破壊」の推進につきましては、単なるスクラップや効率化の域を超え、「今までとは違う何か」「新しい何か」を生み出すか価値創造へのチャレンジを行いながら、持続可能な財政運営につなげていきたいと考えております。具体的には、ふるさと納税やクラウドファンディングの拡大、企業、大学との連携強化、学校跡地への民間活力導入などの戦略的な資産活用等、既存の枠組みにとらわれず、新たな取り組みを推進してまいります。

（質問）

未来に負担を残さない財政運営として、財政調整基金の積立てを積極的になされていることは承知しています。財政調整基金についてはこの10年で残高も大きくなり、近年は100億円を大きく上回ることも多くなってきました。そこで直近の財政調整基金の残高ですが、令和7年度の残高は今回の補正時点で約145億円、令和8年度当初予算では約90億となっています。この理由についてお聞かせください。また、本市の規模を考えて、財政調整基金の適正な残高はいくらとお考えでしょうか。さらに、未来に負担を残さない財政運営として、市債の発行残高にも注視すべきであると考えますが、財政調整基金の残高と市債発行のバランスについての市の見解をあわせてお聞かせください。

<答弁>

財政調整基金につきましては、令和8年度当初予算編成において、財政調整等のため、約63億円の繰入を行ったことにより、基金残高が約90億円となっております。本市における財政調整基金の規模といたしましては、「中期財政計画」において、災害等に備え50億円を

確保し、可能な限りの上積みをめざすことを目標としております。状況に応じて活用しつつも、歳入確保や歳出削減に積極的に取組み、可能な限りの上積みを目指してまいります。市債につきましても、世代間の公平の観点から必要となる財源でございますが、特に交付税措置の無い市債につきましても、財政状況をふまえながら、その活用の範囲について判断していく必要があると考えております。対象経費の性質、市債の交付税措置の有無、財政状況等を総合的に勘案し、より適切な財源を検討・投入し、持続可能な財政運営を推進してまいります。

(意見・要望)

こどもたち将来世代にツケを残さない財政運営の代表的なものとして、財政調整基金と市債について、市の見解を伺わせていただきました。財政調整基金の残高基準につきましては、何をもちって適切と見なすか非常に難しいところではございます。答弁では50億円を確保し可能な限りの上積みをめざすとのことでしたが、近年の残高の推移を見る限り、もう一歩踏み込んだ数値設定をしてもいいのではないのでしょうか。もちろん歳入確保や歳出削減をより積極的に図っていくことが前提になってはまいります。阪神大震災での甚大な被害からの復旧で本市の財政は何年にも渡って大きなダメージを受けたことを思い起こし、改めて財政調整基金の残高基準につきましては考えていただきたいと思っております。また、市債につきましても、財政状況を踏まえながら活用の範囲を判断し、市債の交付税措置の有無なども勘案するとのこと。答弁了解しました。決算状況なども見ながらバランスのある財政運営について、様々な観点から引き続き議論させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【長期金利の上昇による地方自治体への影響】

(質問)

長期金利の上昇による地方自治体への影響について伺います。長期金利の上昇は地方自治体にとって財政負担の増加という影響を及ぼすと考えています。2025年から2026年現在は日銀の利上げなどで長期金利が2%を超える水準まで上昇しており今後も上昇する恐れがあります。そこで、金利が上昇することによって本市の財政に与える影響について市の見解をお聞かせください。

<答弁>

金利の上昇は、本市財政に複数の側面から影響を及ぼす可能性がございます。主なものとしてまず、地方債については、新規発行分の利率上昇により将来的な元利償還金が増加することが想定され、公債費の増加要因となります。なお、既発債の多くは固定金利であることから、直ちに大きな影響が生じるものではございません。一方で、債券運用については、新規購入債権の利回り上昇等により運用収入が増加する可能性もございます。本市としましては、金利動向を注視しながら、起債時期の分散や基金活用等により財政運営の安定性確保に努めてまいります。

(質問)

新規発行分の利率上昇により将来的な元利償還金が増加し公債費の増加の要因と新規購入債権の利回り上昇により運用収入が増加することが理解できました。次に債権運用についてお聞きします。これまでの債権運用の実績についてお聞かせください。また今後の債権運用についての具体的な見解もお聞かせください。

<答弁>

債権運用の実績については、20年債の地方債を令和元年度に2億円、令和3年度に1億円、令和4年度から毎年3億円ずつ購入しており、現時点で計15億円購入しております。受け取れる年間の利子額としては、全体で約2000万円となっています。今後の債権運用については、今年度中に基金運用戦略の策定を予定しており、歳計現金の資金不足に対応するための定期預金や短期国債を活用した単年度運用、将来の資金需要や基金増減に対応する3年債による短期運用、安定的な利回り確保を目的とした20年債・30年債による長期運用を組み合わせ、金利変動リスクに対応した複合ラダー型のポートフォリオを構築し、有利性の確保を図ってまいります。具体的な債券購入額については、現在検討中ではございますが、基金残高が現状と同規模で推移している間は、目安としまして、短期運用に約20%、長期運用に約30%で配分し、残りの範囲内で定期預金や短期国債など単年度での運用とすることを検討しております。

(意見・要望)

債権運用の実績については令和元年度から購入を開始し、現在までで15億円購入しており受け取れる年間の利子額は2千万円になっている事を理解しました。今後の債権運用についても今年度中に基金運用戦略の策定を予定しており短期、長期運用を組み見合わせ金利変動リスクに対応したラダー型のポートフォリオを構築し有利性を確保していくことも理解いたしました。ご答弁にありましたように短期運用に約20%、長期運用に約30%を基金から運用していくの事ですが満期前の含み損、次に債権を売却することや、基金の資金不足にならないように運用をお願いします。基金運用戦略についてはある程度の案ができましたら別の場で議論させていただきます。

【自治体版 DOGE】

(質問)

自治体版 DOGE(ドージ)についてお聞きします。近年、国においては租税特別措置や補助金の効果を横断的に検証し、政策効果の低い支出を見直す、いわゆる「日本版 DOGE」の議論が進められております。これは単なる歳出削減ではなく、限られた財源を真に必要な分野へ重点配分するための政策評価の高度化ですが、本市においても、子育て支援、高齢化対策、防災・減災、物価高騰対応など財政需要が増大する中、既存施策の不断の検証は不可欠です。そこで伺います。本市において政策効果の横断的検証や事業の優先順位付けを一層強化する考えはあるのでしょうか、お聞かせください。

<答弁>

多様化する地域課題や市民ニーズに迅速に対応していくためには、限られた人材や財源等の経営資源を効果的に配分することが重要です。このため、毎年度、経営戦略方針において、重点戦略と課題を明確にし、取組みを進めております。また、事務事業の見直しに関しては、一過性の取組みではなく、毎年度、政策評価・事務事業評価において成果指標に基づく評価を行い、PDCA サイクルの仕組みのなかで、継続的に改善していく取組みを行っております。引き続き、未来への投資を着実に進めていくためにも、ご指摘の通り、既存施策の不断の見直しを行っていく必要があります。このたび、いわゆる日本版 DOGE として内閣官房に組織が設けられましたので、どのような着眼点、手法で改革を進められるのか、その取組みも参考にしながら、資源配分の最適化を図る仕組みを強化していきたいと思っております。

(質問)

本市の補助金・支援制度の評価と見直しの仕組みについて伺います。各種団体補助や事業補助について、費用対効果や成果指標をどのように設定し、どのような頻度で検証しているのでしょうか。実績報告にとどまらず、政策目的の達成度まで踏み込んだ評価となっているのか具体的にお示しください。また、効果が限定的と判断された場合に、縮小・統合・廃止へつなげる明確な基準はあるのか。さらに、市民や事業者の意見を制度見直しに反映させる仕組みが十分機能しているのでしょうか。

<答弁>

補助金や支援制度のみを対象とした独立の評価制度を設けている訳ではなく、補助金・支援制度を含めた全ての事務事業を対象として評価を行っているところです。事務事業評価においては、それぞれの事業に目標年度や成果指標、数値目標を設定し、政策目的の達成度を含めて検証を行っております。縮小・統合・廃止に関する明確な基準を設けている訳ではありませんが、評価結果を踏まえ、効果が限定的であると判断した場合には、縮小・統合・廃止も含めて見直しを検討いたします。併せて、予算編成段階においても、事業ごとの「1件査定」により

必要性を精査し、公益性や事業の意義を改めて確認した上で、適切な財源配分を行っております。本市の補助金支援制度は、地方自治法等の規定に基づき、社会的弱者への支援、地域維持や文化振興、子育て家庭の支援など、公益上必要性が認められる分野に対して実施しているものです。市民や事業者の意見の聴取については、補助制度ごとに特化した仕組みを設けている訳ではありませんが、市ホームページ、公式 SNS など、様々な媒体を通じて意見を寄せることが出来る環境を整えております。寄せられたご意見については、必要に応じて制度改善や事業見直しの参考としております。自治体版 DOGE について、補助金のみを対象として切り分けて評価する手法は、本市の行政運営の実態にはなじまないと考えております。一方で、補助金・支援制度も含めた事務事業全体の不断の見直しは重要であることから、こうした動向を注視しつつ、効果的・効率的な行政運営の推移に努めてまいります。

(意見・要望)

自治体版 DOGE の本質は削減ではなく、成果の可視化と説明責任の徹底にあります。見直しで生まれた財源を教育や子ども施策、防災など将来投資へ戦略的に再配分するため、横断的レビューの強化と公開性向上、市民参加型手法の導入を要望しておきます。

【福祉施策の方向性】

（質問）

福祉的課題として、高齢者や障害者の権利擁護施策の推進、地域や介護のDX推進による環境整備、地域包括ケアの深化といったことを福祉部として認識しておられるかと思いますが、こういった課題に対応していくためにも、市内事業者における福祉人材を確保し、また人材の専門性を高めていく必要性が高まっています。そこで市の障害分野における人材確保についての今年度の実績・課題と、高齢、障害分野における市の次年度の人材確保におけた具体的な取り組みと方向性についてお聞かせください。

＜答弁＞

障害福祉分野の実績ですが、本年2月24日時点で研修費助成40件、就職応援金44件、事業所助成9件であり、想定を上回るニーズの高さから、助成対象となる研修メニューの充実に向けた再構築に取り組む必要があると考えています。次年度は、これら既存事業の検証分析に加え、重度行動障害支援者養成研修等の新たな研修メニューやサービスの質の向上等、専門性を高める支援を継続してまいりたいと考えております。また、高齢福祉分野の次年度の取り組みとしましては、「資格取得助成金」などの既存事業に加え、他分野の民間事業者と連携した共同送迎事業の実証実験を予定しています。介護人材の確保事業を加速的に推進するため、事務事業の協同化による経営基盤の強化に取り組みながら、人材資源のデータベース化とともに、多様な介護人材の確保や定着に向けた支援策の検討を進めてまいります。

（意見・要望）

障害福祉分野での市による人材確保支援に対するニーズは想定を上回りとても高いことを理解しました。市内事業所において適切な支援を継続していただくためにも、市助成の充実をお願いいたします。高齢福祉分野では、既存事業に加えて民間と連携した新たな実証実験等の取り組みを予定されているとのことで、このように新たなチャレンジをされることを評価させていただくとともに実を結ぶことに大いに期待をいたしております。

【保護司の面談場所】

（質問）

12月議会の我が会派個人質問で、保護司の活動がやりやすくなるよう面談場所を行う公共施設を増やしていくと答弁がありました。しかし現状では国が自宅面談を推奨しているかのように、75%の面談場所が保護司の自宅です。事件、事故を避けるため市としては、保護観察対象者との面談は保護司の自宅ではなく公共施設を利用すべきと思いますが、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

更生保護法では、保護司は「面談その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること」が義務付けられています。「面談」は自宅でも実施可能な方法として認められていますが、一昨年には自宅での面接時に保護司が殺害されるという大変痛ましい事件が発生しました。自宅での面談は保護司やその家族の負担面が重たいことから、市としては、「公共施設の利用」など、面接場所を選択できるような支援が必要と考え、これまで利用できる施設の増加に取り組んできました。現在では、市内7カ所の公共施設で面談が可能となっており、保護司の皆さまには、市として面談場所として公共施設の利用を提案すると共に、今後は利用状況や使い勝手など、保護司の皆さまのご意見を伺いながら、対応してまいりたいと考えています。

（意見・要望）

70年ほど前に民間ボランティアの協力のもと始まった保護司制度ですが、大きな自宅を持つ地域の方が保護司になり活動されたと聞いています。事件も起きていますので自宅の面談は避けるよう求めて、この質問を終わります。

【重層的支援体制整備事業】

（質問）

重層的支援体制整備事業について伺います。高齢の親とひきこもりの中年世代、親の介護と育児に追われるひとり親など縦割り行政のはざまに落ちやすい方々を組織横断的、重層的に支援することを目的として、介護や障害福祉、子育て、生活困窮者支援等で一体的に使える交付金（重層的支援体制整備事業交付金）が令和3年度（2021年度）から事業実施自治体に配布され、本市も活用して事業や施策展開されてきたかと思えます。今般、報道によると、厚生労働省はこの自治体への交付金を2026年度から大幅に削減する方針とのこと。まずは、このことを市として、どのように受け止めておられるのか、あらためて、これまでの本市が行ってきた重層的支援体制整備事業の概要と合わせて、教えて下さい。

＜答弁＞

本事業は、高齢介護・障害・子育て・生活困窮といった制度の枠を超えて、複雑で複合的な課題に対応するため、「包括的相談支援」「地域づくり」「多機関協働事業等」の三つの柱を一体的に支援する仕組みとして創設されています。本市においては、包括的相談支援事業では、地域包括支援センター、障害者相談支援センターなどの相談窓口を設置し、どこに相談があっても連携しながら受け止められる体制を整えております。地域づくり事業では、介護予防の通いの場など、地域での支え合いの基盤づくりに取り組んでいます。多機関協働事業等には、参加支援、アウトリーチ、そして多機関協働の三つの区分があり、参加支援では社会参加につながる支援を、アウトリーチでは支援につなぐりにくい方への訪問等による伴走支援を行います。こうした支援の中核となる多機関協働事業では、複雑・複合的な課題を抱える世帯や個人に対し、関係機関の役割整理や支援方針の決定を行う、コーディネート機能を充実させ支援を進めています。今般の交付金の見直しにつきましては、多機関協働事業等において、国の補助率が2分の1から3分の1へ引き下げられるなど、市の負担増が明確に示されており、本市にとって財政・運営の両面で影響が大きい内容であると受け止めております。

（質問）

ご答弁にもありましたが、この交付金が削減された場合、様々な方々や方面に影響が出るかと思いますが、どのように想定されているのか、悪影響が及ばないような対策は検討されているのでしょうか。また、次年度以降の重層的支援体制整備事業はどうなるのか、あわせて市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

事業開始から5年が経過した本市は、国2分の1、府4分の1、市4分の1の割合が、国・府・市それぞれ3分の1ずつとなるとともに、交付金算定にかかる交付基準額につきましても、現在より低くなる可能性が示されております。これらの見直しにより、本市でも一定の財政的影響が

見込まれるものと考えております。また、市が主体となって担うべき多機関連携の機能を外部委託した場合、交付対象外となることも示されましたが、本市では、直営で運営しているため、国が指摘する委託制限の対象には該当せず、制度改正後も事業を安定的に継続できる体制が確保されております。本事業は、制度のはざまにある方々を支えるうえで重要であると考えており、次年度以降も必要な内部体制の強化を図りながら、市民への支援が途切れることのないよう取り組むとともに、財源確保について、国に対して要望してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

本市の重層的支援の取組み、事業内容、市と関係機関や様々な団体等との連携、協力体制などは非常に先進的であり、全国からも注目されるほど、評価されていると認識しています。そんな本市の取組み、支援の仕組みや体制がおびやかされ、ひいては市民の方々への支援やサービスに悪影響を及ぼしかねない、今回の国の見直しには、本市の実績や実情、実態を示すなどして、見直しの撤回を求めているいただきたいと強く要望するとともに、市民への支援が途切れたり、打ち切られたりすることのないよう、引き続き、ご尽力いただくことを要望しておきます。

【アピアランスケア助成金制度】

(質問)

アピアランスケア助成金制度について伺います。本市のアピアランスケア助成事業の直近3年間の申請件数、および対象見込み人数について教えてください。また、制度開始以降の利用率はどのように推移しているのでしょうか。また、潜在的需要をどのように分析しているのかあわせてお聞きします。さらに、助成上限額の2万円について、物価高騰などをうけた医療用ウィッグや乳房補整具等の実勢価格をどのように把握し、制度設計に反映させていくのか、見解をお聞かせください。

<答弁>

がん患者のためのアピアランスケア助成事業の申請件数は令和4年度から6年度は順に145件、226件、232件、令和7年度見込みは250件と、事業を開始した令和4年度以降増加しています。大阪府がん登録によると、本市でがんと診断される人は年間約3000人、そのうち乳がんは約300人で、全てのがん患者にアピアランスケアが必要ではありませんが、潜在的な需要はあると考えています。医療用ウィッグや乳房補正具については商品による価格差が大きいことから、実勢価格の把握は行っておりません。

(質問)

がん治療に伴う外見の変化は就労や社会参加に大きく影響します。本市は利用者の所得状況や実際の自己負担額、制度利用後の満足度等を検証しているのでしょうか。近隣市が上限3万円としている中、本市の助成水準が市民の不利益につながっていないか、検証状況と今後の見直しのお考えをお聞かせください。

<答弁>

申請者の所得は助成要件としていないため、把握しておりませんが、補装具の自己負担額は申請時に把握しており、助成上限額に満たない2万円以下から、一部では20万円を超えるウィッグまで、幅広く分布しています。満足度調査は行っておりませんが、患者本人や家族より「制度があってありがたい」などの声を聴いており、一定の満足度はあるものと認識しています。上限額の見直しは現時点では予定しておりませんが、患者からのご意見をもとに電子申込の導入や補助対象に専門店以外の購入やレンタルを加えるなど、より制度を使いやすくするための環境整備を行ってきました。引き続き、患者の声や利用状況も参考にしつつ、がん患者の支援に関する他の事業とあわせ、制度の活用を進めてまいります。

(意見・要望)

アピアランスケアは治療と社会生活の両立を支える重要な支援です。医療用ウィッグは価格帯

が幅広く、質や耐久性を考慮すると2万円では十分とは言い難い場合もありますので、需要実態を丁寧に把握した上で、助成上限額の妥当性を再検証すべきと考えます。近隣自治体との格差が市民の心理的負担につながらぬよう、段階的な増額や所得に応じた加算措置など柔軟な制度設計を検討し、がん患者が安心して治療に専念できる環境整備の観点から、助成水準の引き上げを前向きに検討することを要望しておきます。

【千里中央地区再整備事業】

(質問)

千里中央地区再整備事業は、本市の都市構造の再編を伴う大規模プロジェクトであり、商業・業務機能の更新のみならず、居住機能の強化、公共空間の再整備、防災機能の向上など、多面的な効果が期待されています。そのような中、市は千里中央地区再整備事業における経済波及効果を公表されましたが、本事業は本市の将来都市構造や財政運営にも大きな影響を与える重要なプロジェクトであります。そこで、建設工事期間中の経済波及効果および雇用創出効果の具体的な内容、また、整備後に見込まれる経済波及効果の内訳、加えて、税込増加の見込み額などの概要をお聞かせください。

<答弁>

千里中央地区活性化基本計画(改訂版)に示す、駅西街区、東街区及び周辺の公園等の公共施設の整備も併せた建設投資から生み出される工事期間4年間の経済波及効果は約4900億円、雇用者数は2万人以上と試算しております。また、整備後の来訪者及び人口増加に伴う消費額などから生み出される経済波及効果は年間約2700億円、雇用者数は1万人以上と試算しております。その他、税込として市民税などは年間約22億円、また固定資産税及び都市計画税は年間約5億円の増加が見込めると試算しております。

(質問)

今回示された経済波及効果は非常に大きな数字であり、市民の関心も高いものと考えます。そこで、これらの経済波及効果は、どのような前提条件のもと、どのような算定手法を用いて算出されたのか、具体的な算定方法および前提条件についてお聞かせください。

<答弁>

算定にあたりましては、専門業者への委託により、想定される再整備時の建設投資額や整備後の売場面積などをもとに、国や市の「産業連関表」等のデータを用いて算定を行っております。

(意見・要望)

本事業は、本市の将来を左右する極めて重要な再整備事業であり、経済波及効果や税込増加の試算は、市民にとって大きな関心事であります。一方で、これらの数値はあくまで一定の前提条件に基づく推計であり、社会経済情勢や民間投資動向の変化によって影響を受ける可能性もあります。ついては、試算の前提条件や算定根拠をできる限り分かりやすく公表し、市民への丁寧な説明に努め、事業の進捗に応じて効果検証を行い、必要に応じて見直しを図ること。また、経済効果のみならず、子育て世代の定住促進、地域コミュニティの活性化、防災性の向上など、多面的な政策効果についても明確に示すことを要望しておきます。

【豊中駅周辺のまちづくり】

（質問）

豊中駅周辺再整備構想実現化検討支援業務について伺います。豊中駅周辺の再整備については、長内市政が始まって以来ずっと課題認識され様々な議論がなされてきました。フェーズ1として事業化に向けての検討が終わり、現在はフェーズ2として実現化の検討に入っておられるかと思えます。そこで質問ですが、フェーズ1としてどのようなことが取りまとめられたのでしょうか。また、フェーズ2として具体的にどのようなことを実現化しようとされているのか、お聞かせください。

<答弁>

豊中駅周辺再整備構想におけるフェーズ1では、地域の方々とまちの課題を共有し、銀座通り・一番街の道路空間活用や、大池小学校前スクランブル交差点の安全対策について検討・協議を進めてまいりました。併せて、人エデツキを活用したにぎわい創出のイベントなどを実施し、令和6年末に成果と今後の方向性を中間とりまとめとして公表しました。令和7年度からのフェーズ2では、歩行者・自転車の安全性向上と快適な歩行空間の確保を目的に駅前交差点の改良や交通広場などの再配置の可能性について検証を行っております。また、大池小学校前スクランブル交差点についても、大阪府と連携し、交差点改良の実現に向けた協議を進めると共に、ソフト面では、新たに発足した地域活動組織である「とよなかベース」と連携し、駅前のにぎわい創出と都市の魅力向上を図ってまいります。

（質問）

豊中駅周辺の再整備においては、「賑わいづくり」や「歩行者の安全確保」など様々な観点から進めていかなくてはなりません。それぞれが大規模な事業となりますが、今後も一つずつ丁寧に進めることを要望しておきます。次に、ただ今の答弁でも触れられていました大池小学校前スクランブル交差点について伺います。この交差点改良については豊中駅周辺再整備構想において、優先的な取り組みとして挙げられています。以前から危険地帯として市も認識され、交差点改良は地域住民が長年強く望んできた経緯がありますが、市は府や警察とこれまでどのような協議をなされてきたのでしょうか。また、現在の進捗状況についてもお聞かせください。

<答弁>

大阪府と市は、平成26年の都市計画道路大阪箕面線廃止後、「豊中市域の交通安全対策に関する連絡会」を設置し、現道の中で実施できる安全対策に取り組んでまいりました。その過程の中で当該交差点は、視距が悪く車両通行の危険性があり、地元住民からの強い要望もあったため交差点改良事業として大阪府と連携して進めています。本市は、計画段階で歩行者や車両のより安全で円滑な通行を確保するため、交差点の交差確度、右折相当レーンの設置、交差点の視距や歩行空間の確保について詳細な案を大阪府へ提案し、関係権利者やまちづく

り協議会への説明も協力して行ってまいりました。次に、現在の進捗状況についてですが、大阪府が関係権利者と用地交渉を行うとともに、交差点改良の詳細について警察と協議中でございます。

(意見・要望)

スクランブル交差点の改良については、これまでもいろいろと質問してきました。現段階で詳細までは答弁いただけませんでした。が、確実に進捗していることは伺えます。歩行者・自転車・自動車ともに多くが行き交う危険性の高い交差点ですので、安全な交差点を目指して着実に取組みを進めることを要望しておきます。

【曾根駅周辺のまちづくり】

（質問）

曾根駅周辺のまちづくりについて伺います。施政方針においてエリア全体のまちづくりに向けて豊島公園の大改革と中央図書館整備の検討も含めて市民や事業者のみなさんとの対話を重ねながら取り組みを進めますと説明されました。豊中市には地区まちづくり条例があり、市民の考えたまちづくり構想を市が支援して実現していくという仕組みがあります。最近あまりこの仕組みを活用したまちづくり手法がとられていないように感じます。曾根駅周辺においてもかつて条例で認定されたまちづくり協議会がありましたが現状は活動を休止されています。あらためて曾根駅周辺のまちづくり手法について条例の趣旨や仕組みを活用すべきと思いますが見解をお聞かせください。

<答弁>

地区まちづくり条例では、地区住民の合意を前提として市民が主体となりまちづくり構想を策定するものですが、社会状況の変化や、価値観の多様化を踏まえ、令和4年に条例を改正し、まちづくり活動団体登録制度などの新たな仕組みを設け、多様なまちづくり活動への支援の取り組みをすすめてきたところです。曾根駅周辺については、既存のまちづくり協議会が活動を休止している状況も踏まえ、今後、ワークショップの開催など地域との対話を行いながら、地域の状況に応じたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

（意見・要望）

まちづくりは手間を惜しむとあとで市民からたくさんの非難を浴びることになります。手間がかかっても市民の意見で作り上げていけば、それだけ愛着を持ってくれる市民が増えます。市民が主体的にまちづくりを行っていく仕組みを整えていながら活用されないのは極めて残念です。まちづくりは多くの地域住民に関わる話ですので、いずれの段階であるにせよ、市民の合意形成は不可欠となります。コンセプトや計画の段階からきっちりと地域住民の意見が反映されまちが作られていくというプロセスこそが重要であり、また様々な権利関係者の理解を得る必要が出たとき、多くの地域住民が望んでいるという事実があつてこそ理解を得られやすくなるということもあります。『急いで事はし損じる』ということばもあります。手間を惜しまず、結果を焦らず良い方向に持って行ってほしいと要望しておきます。

【庄内駅周辺のまちづくり】

（質問）

豊中市の南部に位置している庄内駅ですが、過去に駅前整備の議論もありましたが、結局立体交差化も進まず、現在は駅前の東側に喫煙所があるだけの駅です。この度庄内駅周辺整備構想において、議論されることになりましたが、その中に「交通広場の整備」と記述され、庄内駅の西側に 800 m²、東側に 300 m²が駅前広場として都市計画決定されています。こんな小さなスペースが交通広場と言えるのか、市はどのように考えておられるのかお聞かせください。

<答弁>

未整備である駅前広場の計画につきましては、昭和33年に都市計画決定されたものでございます。そのため、今後、構想の具体化にあたりましては、駅前広場の規模も含めて、現在の整備基準や地域の実情などを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

（質問）

庄内駅周辺整備構想の具体化にあたり構想に記述されている「段階的に取り組む」とは、どのような段階なのか、主旨について市のお考えをお聞かせください。

<答弁>

庄内駅周辺整備構想において「段階的に取り組む」としている主旨につきましては、構想の実現化には膨大な費用と期間を要することから、駅周辺の課題に対する喫緊性、実現可能性などを勘案し、段階的に取り組むことが必要と考えております。

（意見・要望）

庄内駅については今まで整備出来ず手つかず状態で、駅の中でも一番整備が遅れていると言っておかしくありません。駅前整備の難しさを言い訳にする事なく全力で取り組んでいただきたいと申し上げ、この質問は終わります。

【見守りカメラ】

(質問)

見守りカメラについてお聞きします。本市の見守りカメラは1230台と昨年度の増設218台で合わせて1448台になると認識をしています。そこでお聞きします。令和7年度の218台の設置と運用状況をお聞かせください。また見守りカメラの台数は大阪府内の自治体の中で設置台数は何番目に多いのかもお聞かせください。

<答弁>

増設カメラですが、年度末までの設置完了に向け取り組みを進めており、次年度より運用を開始してまいります。市が設置するカメラの台数は、令和6年度末時点で大阪市(4095)、寝屋川市(1839)、堺市(1323)に次いで府内で4番目です。

(質問)

増設のカメラについては今年度末までに設置完了、次年度より運用開始とのことを理解しました。また設置台数についても令和6年度末時点では府内で4番目に多い事も理解をいたしました。次に見守りカメラにかかる費用、リース代、ランニングコストをお聞かせください。全体の予算額から算出した場合の1台あたりの費用についてもお聞かせください。

<答弁>

駅前カメラ29台と見守りカメラ増設分も含めた、令和8年度の運用経費としては、電気代が720万円、リース費用が6552万円、電柱の共架料170万円で、1台あたり約5万円です。

(意見・要望)

リース代、ランニングコスト、全体の予算額から算出した見守りカメラにかかる1台あたりの費用については理解しました。まずは今年度218台の見守りカメラを増設していただきありがとうございます。小学校区に約30~40台設置されることになり、より一層通学路の安全性、まち全体の見守りの強化につながると理解をしております。見守りカメラには様々な意見があるのは認識しておりますが、見守りカメラは犯罪の未然防止や犯罪が起こった場合の2次被害、3次被害の防止につながると考えており、見守りカメラを利用した警察の捜査でも迅速な犯人検挙につながるとも考えております。また見守りカメラの更なる増設は本市が掲げます、子育てしやすさNO.1にも寄与すると考えており、我が会派としては更なる見守りカメラの増設を要望いたしましてこの質問を終わります。

【衛星通信サービス（スターリンク）の導入】

（質問）

衛星通信サービスの導入について伺います。昨年の決算審査の際にも「災害時には通信手段が途絶する可能性があるため、スターリンクのような可搬型衛星通信設備の導入を学校施設をはじめとする地域の重要拠点において検討すべきではないか」と質疑、提案しましたが、今回、導入をされるに至った理由や目的、導入される機器の仕様や利活用を想定されている施設や拠点について教えて下さい。

<答弁>

衛星通信サービスの導入につきましては、地震等による地上インフラの損傷などの影響を受けないことから、災害時においても災害対策本部の業務や情報伝達を維持するために、最適な手法であると考え、導入を行うものでございます。設備の工事が不要で、設営や移動が容易であり、通信速度もスマートフォンなどのモバイル通信よりも高速な可搬型の衛星通信設備を危機管理課（災害対策本部）に設置し、災害対策本部の業務や災害派遣の際の通信環境の確保に活用して参ります。

（質問）

決算審査の際には、スターリンクなどの可搬型衛星通信設備は、大規模な導入事例が少なく、販売代理店も限られており、機器構成や費用面などの課題整理が必要との見解を伺っていましたが、諸課題については整理、解決の目途がたったという認識で良いのか、教えて下さい。

<答弁>

庁舎等での利用にあたっては、屋上へのアンテナや執務室までの専用ネットワーク等の設備が必要となる場合があるとの説明を事業者より受けており、課題整理が必要と認識しておりました。しかしながら、設備一式を借用し、災害対策本部となる会議室にて利用テストを行ったところ、問題なく業務端末等を利用できたことから、災害対策本部や災害派遣時など、限定した利用であれば導入可能と判断いたしました。

（意見・要望）

決算審査の提案から、検討、利用テスト等を経て、早速、導入を決断いただいたことは感謝と共に、高く評価させていただきます。今回は、災害対策本部となる危機管理課への設置に限られるようですが、災害対策本部の業務や災害派遣の際の通信環境が確保されても、例えば、消防局や上下水道局、市立豊中病院等の各施設、さらには各避難所における通信環境の確保もされていなければ、通信ができず、交信や業務に支障が生じることが懸念されます。まずは、導入いただく機器の利便性や汎用性等の効果検証をするとともに、今後も様々な機器や技術、

システムが開発されてくると思いますので、その動向を注視しつつ、先程述べた各施設や拠点等における災害時における通信環境の確保、強化に努めて頂くことを要望しておきます。

【備蓄物資整備・管理事業】

（質問）

備蓄物資整備・管理事業についてお聞きします。施政方針の中でも触れられていましたが、今回、災害時の備蓄物資として入浴設備の導入をされるとのことです。一体どのようなものなのか、規模や数量など詳しくお聞かせください。災害時、平時にはどのような運用が想定されるか併せてお聞かせください。

＜答弁＞

入浴設備については、ろ過装置により川やプールなどの水を浄化し、ボイラーで加温する循環・浄水式の風呂・シャワー設備です。10人程度が同時に入浴できる組み立て式浴槽1つとシャワー2基～4基、脱衣所用テントなど一式を男女各2セット、合計4セット導入予定です。災害時には、防災公園や公共施設の駐車場などで運用し、平時は防災訓練や屋外イベントのクールダウンスポットなどでの活用を想定しています。

（意見・要望）

過去、会派所属議員が要望してきた災害時のトイレとお風呂の整備に関して、トイレトラックは当初計画から遅れてはいますが今年には納入されると聞いており、それに引き続いて新年度予算での入浴設備の導入まで進んできたことは大いに評価させていただきます。災害時の避難生活の質の向上は喫緊の課題であります。今後は、災害時にそれらの機能が十分に発揮できるよう、平時から使いこなせるようにしておくことが重要です。年に1回の災害訓練だけでなく、地域行事などで『お風呂入れます』というイベント的な取り組みを、市内を巡回する形で行うなど、市民への紹介もかねて展開訓練をしていただくことを要望いたします。併せて、かねてより要望している洗濯環境の整備も今後ご検討いただくようお願いし、この質問は終わります。

【避難所運営】

（質問）

1月に全市一斉防災訓練をされました。災害時の避難所受付において避難者自身がスマートフォンなどを使って入退所手続きをできる「避難所受付システム」を導入されましたが、今回の訓練ではどのような状況だったのでしょうか。例えば高齢者の方の受付はスムーズにいったのでしょうか、またシステムへのアクセスに不具合はなかったのでしょうか、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

今年1月に実施した全市一斉防災訓練では、28の避難所にて429人の方に避難所受付システムをご利用いただき、受付と同時に避難者数が集約されたことを、市の対策本部にて確認いたしました。ご利用いただいた一部の方からは、システムへのアクセスが出来ないというお声があったほか、二次元コードの読み取り方が分からないなど、スマホ操作のサポートが必要な方もおられました。また、避難者名簿については、共有や閲覧が用意な紙の名簿を用意して欲しいとお声をいただいておりますので、引き続き、円滑に運用できるよう改善を行ってまいります。

（質問）

避難所用のベッド、テントを一つしか保管していないのではないかとと思われる学校がありました。各避難所における物資とくにテントとベッドの保管状況はどのようになっているのでしょうか。また、避難所となる学校体育館においては空調を導入していただいたので1月でも寒さを感じることはありませんでしたが、他方でエアコン稼働により空気が乾燥しているのではないかと感じました。冬はインフルエンザの流行期でもあり避難所生活での感染拡大を避ける必要があります。避難所における湿度管理については市としてどの様に考えておられるのでしょうか。

<答弁>

保管状況ですが、各小中学校の体育館の舞台下などにテント、ベッド各30セット、毛布30枚、ジョイントマット64個を保管場所の調整が完了した38校へ配備しております。体育館に未配備分のテント、ベッド等はアルファ化米や飲料水などとあわせて防災倉庫などに分散して保管しております。湿度管理については、感染症対策として一定の有効性があると認識しております。まずは、定期的な換気や手指消毒、マスク着用、同線やスペースの確保などの基本的対策を着実に実施することで、必要な衛生環境は概ね維持できるものと考えております。避難所の環境改善は継続して取り組むべき重要課題であることから、湿度管理についても、命を守るために必要な食料や水、トイレ等の備蓄物資や設備の整備状況等を踏まえながら、手法や効果など、今後の検討課題として位置づけてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

避難所の受付システムについては、今後よりスムーズに運用できるように、改善できる点はご対応おねがいたします。テントとベッドはかさばるので学校の事情によっては現状保管ができないこともあるかと思いますが、できるだけ防災倉庫ではなく各学校への配備を完了していただきたいと思います。避難所の湿度については、特に冬はインフルエンザなどの感染症が避難所で蔓延しないよう、実際の避難所開設の際には、管理をしていただければと思います。

【自転車乗車用ヘルメット購入補助】

(質問)

自転車乗車用ヘルメット購入補助について伺います。我が会派にもごく最近、交通事故に遭い自転車乗車時のヘルメット着用の重要性、必要性について、身をもって体験した人がいますが、自転車乗車用ヘルメット購入補助金を予算計上された意図や目的をあらためて教えて下さい。また、予算の内訳、算出根拠をあわせて教えて下さい。

<答弁>

自転車ヘルメットは、その着用が努力義務とされていますが、頭部を保護し事故時の致死率を大幅に低減できることから、その重要性が高まっています。こうした中、本市において令和7年5月に、ヘルメット未着用の高齢者が単独転倒事故で頭部を損傷し、亡くなるという痛ましい事案が発生しました。本市といたしましてはこの事案を重く受け止め、自転車の死亡事故ゼロを目指して予算を計上したものでございます。次に、予算の内訳、算出根拠ですが、補助金額を購入価格の2分の1、上限を2000円、対象者数を以前の実績より2000名程度と想定し、計400万円を計上しております。

(質問)

自転車乗車用ヘルメット購入補助については、以前にも実施されましたが、その成果や効果について、自転車乗車時のヘルメット着用率の推移を含めて、市の評価を教えてください。一方、以前に実施された際、応募開始日に開庁時間前から応募者が市役所に並ばれたり、応募開始からわずかの時間で予算上限に達し、募集を打ち切る事態が生じたりしたかと思いますが、それらの課題認識と改善策や対応策について、どのように考えておられるのか、教えてください。

<答弁>

令和5年度にヘルメット購入費補助を実施しましたが、本市が行った着用率調査では、令和5年度が約10%であったのに対し、今年度は約13%と増加していることから、補助の目的であったヘルメット着用の周知・啓発については一定の効果があったものの、警視庁が公表している令和7年度の全国平均値約21%には達していないことから、引き続き周知・啓発が必要であると考えております。次に課題認識ですが、前回補助の当初募集段階では、対象者数を100名、先着順としたことから初日の受付窓口に希望者が集中しましたが、今回は2000名を想定、抽選とし、WEB申請を活用するなど対策を講じております。

(意見・要望)

自転車乗車用ヘルメット購入補助の最大の目的は、自転車乗車時にヘルメットを着用して頂き、事故や転倒等の際に、命を守ったり、重症化を防いだりすることかと思っております。昨年5月に

ヘルメット未着用の高齢者が単独転倒事故で頭部を損傷し、お亡くなりになられたとのご答弁
がありましたが、そのような事案をもっと市民に積極的に発信するなど、ヘルメット購入補助共に、
より一層、多くの市民が自転車乗車時にヘルメットを着用するような意識啓発や誘導策、推進策
も積極的に講じていただきたいと強く要望しておきます。

【道路交通法改正】

(質問)

道路交通法改正について質問します。今年4月に道路交通法が大きく改正される予定となっています。この改正におけるこれまでと大きく異なる点として、自転車の運転について交通違反に対しては交通反則通告制度いわゆる「青切符」が交付、飲酒運転や妨害運転などは著しく危険な行為として「赤切符」が交付され、反則金も課されることとなっています。本市は地域によっては勾配のきつい地域があるものの比較的自転車での移動がしやすいところが多く、自転車は市民の貴重な移動手段となっています。自転車マナーの向上については、これまで議会の場でも多く議論されてきましたが、なかなか改善が見られないと思う次第です。歩行者、特に高齢者や子どもたちの安全を守っていくためにも、今回の道路交通法改正には大いに期待をしたいところではございますが、実効性を伴うものになるか不安に思う部分もあります。あくまで主体は警察になるかとは思いますが、今回の道路交通法改正を受けて市もこれまで以上に歩行者の安全を守っていくための取組みを進めていただきたいと思っております。今後の市の方向性をお聞かせください。

<答弁>

自転車交通における最優先課題は、歩道を走行する自転車と歩行者との接触事故の解消であると認識しております。現在、この課題解消に向け、ハード面では自転車通行空間や子どもの安心送迎ルートの整備を通じて自転車を車道へと誘導しソフト面では本年4月の青切符制度導入を見据え、警察と連携し自転車のルールやマナーの周知・啓発を強化しております。具体的には、従来の交通安全教室や交通安全フェアなどによる周知・啓発に加えて、子育て世代向けイベント時のVR体験型講習や、保護者向けアンケート調査にあわせた青切符制度の周知など、より多様な手法を積極的に取り入れております。また、今回実施する「ヘルメット購入費補助制度」の申請時にも交通ルールクイズを用意するなど、今後もハード、ソフト両面の取組みを推進し、歩行者の交通事故防止に努めてまいります。

(意見・要望)

ハード面・ソフト面ともにさらなる取組みを進めていただきたいと強く思っております。先月26日に発表された警察庁のまとめによると、自転車と歩行者が衝突する交通事故が昨年1年間に全国で3269件、前年比226件の増加となり、統計上確認できる2006年以降で最多だったことが分かりました。自転車は誰もが乗れる身近なモビリティです。身近なモビリティであるがゆえ、自転車は歩行者ではなく「車両」に含まれる存在であり、軽車両として多くの義務を背負っているという事実を今回の道路交通法改正を契機により周知していただくことを要望しておきます。またヘルメットにつきましては今回購入費補助を再度実施するということですが、街なかを見ても着用率はまだまだ低いのが実情です。自転車の運転者自身の命を守っていく取組みとして、この機会にヘルメット着用者数の増加も図っていただくよう要望いたして、

この質問を終わります。

【市立豊中病院の運営】

(質問)

市立豊中病院の運営について伺います。令和6年の決算では多くの赤字を出し、令和7年度見込みも赤字です。この結果を踏まえて令和8年度の方向性、取り組みはどのようにお考えでしょうか。市の見解をお聞かせください。

<答弁>

令和8年度におきましては、緊急症例への対応強化・小児周産期医療の充実・高度専門医療の充実強化を核とする医療のステージアップにより、地域における不可欠の病院というポジションの確立、人材の集約・知財の創出による経営資源の充実等につなぐとともに、地域医療機関との一層の機能分化や近隣公立病院等との連携強化により、地域で担うべき急性期機能をさらに強化し、診療単価・収益の向上につなげてまいります。そのための具体策と考えるものの1つ目は、手術関連の稼働改善です。昨年12月定例会でご審議いただきました局所麻酔室整備により、手術室の回転と枠の有効活用を進め、手術件数の増につなげます。2つ目は、一週間を通じての病床の高稼働化です。土曜日手術や日曜日入院を強化することにより、現手術室や病床からフルに付加価値を創出します。3つ目は、疾患構成の転換です。今回の診療報酬改定の趣旨に沿って、当院のような急性期拠点的な機能を持つ病院に求められる医療によりシフトし、結果として診療報酬上も高く評価される医療内容へと転換してまいります。費用の見直しにつきましては、業務委託において、令和7年度実施した事業者ヒアリングを反映して抑制を図ってまいります。また、SPD については、スピーディに改革を行い、共同購入的な効果が生じたこと等により診療材料費の抑制が可能となりました。今後は、他病院との共同による調達の効率化を探ってまいります。これらの取り組みによる収支改善により、黒字化が視野に入ってくるものと考えております。

(質問)

いろいろな取り組みをしていただき改革も含めて運営していただけるものと期待しております。ところで先日我が会派の議員が豊中病院を受診いたしました。朝、病院に到着すると入り口の自動ドアの所まで再診患者の行列があり、あまりの混雑なので職員さんに聞いてみると、毎日の混雑のようです。処理する窓口を見るとなんと人がパソコンを操作しながら処理していました。結局再診手続きが処理されるまで20分以上時間を要し、その後の検査や診察、会計処理の待ち時間を含めると相当な時間を要してしまいました。病院の評価は治療対応力のほかに対応時間の短縮化が求められます。他の総合病院では、診察券を機械に入れるだけで再診手続きが数秒で完了し、その後の検査等も患者人数を考えた取り組みになっており患者にとっては有難い病院になっています。待ち時間の多い豊中病院をどうお考えですか、見解をお聞かせください。

<答弁>

ご指摘の再診窓口は、再診患者のうち予約の無い方や何らかの理由で再来受付機を通らなかった方を受付する窓口です。しかしながら、本来であれば、再来受付機でスムーズに受付していただける皆さまにご案内が行き届かず、窓口にお並びになるケースが発生しており、この点は課題であると認識しております。再診窓口においては、予約外の方が集中する休み明けや月初めに最大10分程度の待ち時間が発生することがあります。2月は隣の紹介状窓口にて2回ほど20分以上のまち時間となったことがございます。ご質問にあった20分という待ち時間が発生したことについては行列の整備に行き届かない点があったものと認識しており、患者の皆さま方にご負担をおかけしたと考えております。電子カルテシステム更新後、再来受付機の機能向上により、健康保険証の確認も再来受付機でできるようになったことから、そちらに案内する職員を配置していますが、このような事象が発生したことを受け、現在案内を強化しております。今後も受付窓口の状況・ご案内が行き届いているか注視するとともに、現在外来診療の改革を目的に外部事業者の支援も受け分析していることから、患者動線等につきましても今後改善を図ってまいります。患者サービスの向上につきましては、ここまですれば100%というゴールはなく、院内設置の投書箱に寄せられた「患者さんの声」や、現場で直接届けられる声によるご指摘には、常に謙虚に耳を傾けて、待ち時間を極力短くするよう取り組んでまいります。

(意見・要望)

医療面では評価の高い豊中病院ですが、事務能力が劣っているとされたいよう出来るだけ早く取り組んでいただきたいと要望しておきます。

【人工衛星を利用した漏水調査】

（質問）

漏水は水漏れや雨漏りとは違い、水道管の配管が経年劣化や老朽化で一部が破損して水が漏れることと思っておりますが、漏水は基本的に水道管が地中に埋まっているために、発見するまでに、多くの時間がかかり、またその影響で場合によっては周辺に悪い影響もあるのではと思います。今回人工衛星を活用した漏水調査委託をされる予定ということですが、調査方法の詳細をお聞かせください。また、調査技術の実績やその精度などの裏付けなどは取れているのかお聞かせください。

<答弁>

実績としては豊田市、会津若松市、大分県等の事業体で実績があり、国土交通省が策定した上下水道 DX 技術カタログによると令和7年7月末段階で166の事業体で実績があります。その精度としては事業体の報告によりますと、抽出されたエリアでの漏水発見率は30%程度となっております。調査方法は、人工衛星により地中の画像を撮影します。取得した画像から水道水が混ざった土壌特有の反射波を AI 解析にて識別し、半径100mの範囲で漏水の疑いがある箇所を抽出します。これにより、人により調査ができないエリアを含めて、市内全域の広範囲をスピーディーに調査することができます。

（意見・要望）

漏水は貴重な資源の無駄になるだけでなく、時には水道管が地下にあれば地中の空洞化なども起き、早くに解決しなければ地上の道路などの崩壊の原因にもなり危険です。このような、新しい技術を用いて積極的に問題解決していただければ市民生活の安心にもつながりますので、今後の活用に期待しておきます。

【なりすまし投票防止】

(質問)

選挙において他人になりすます「詐欺投票」は公職選挙法が禁ずる犯罪ですが、昨夏の参議院選挙では全国で24人が摘発されているようです。豊中市ではこれまで、なりすましの投票はあったのか。入場券がない場合の投票における本人確認について、法令上また国の通達などでどのようになっているのでしょうか。市としては本人確認をどのようにおこなっているか。また、なりすまし投票防止のためにどのような取り組みをされてきたのでしょうか。

<答弁>

豊中市においては、これまでの選挙において、なりすましによる詐偽投票とされた事案はありません。選挙人の本人確認にかかる法令上の規定については、公職選挙法42条以下で投票に関する規定が置かれ、同法237条2項で氏名を詐称して投票を行う行為に対して罰則が設けられています。また、国からは、入場整理券を持参しない場合には、不正防止の見地から必要に応じて選挙人にマイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類の提示を求めることや、氏名、住所等を確認するなど本人確認を徹底した上で、投票用紙の交付を行うことが通知されています。当市における投票時の本人確認については、入場整理券の提示又は選挙人による住所、氏名、生年月日の自署により本人確認を行っており、なお、それによっても本人かどうか不明確な場合には、身分証明書等の提示を求めるなどにより本人確認を行っているところです。

(質問)

ご答弁によると、場合によっては身分証明書の提示を求めるなどにより本人確認を行っているとのことですが、先の衆議院選、知事選において実際に身分証明書の提示を求めるケースはあったのでしょうか。新聞報道で、名古屋市の期日前投票所には「なりすまし投票」への警告文が貼られていたと見ましたが、先月の選挙において豊中市ではそのような取り組みはされたのでしょうか。今春の市長選挙、市議会議員補欠選挙においてはどうされるのでしょうか。

<答弁>

身分証明書等による投票時の本人確認については、今回の選挙においても必要に応じて実施しました。具体的には、期日前投票で宣誓書に記載されていた住所を選挙人名簿と照合した時に、不十分な記載であった場合や、氏名の文字が選挙人名簿と異なっていた場合などに、身分証明書等の提示を求めたことがあります。投票所における警告文の掲示については、今回の選挙で関係機関と調整を行い検討いたしましたが実施には至りませんでした。次回以降の選挙においては、他市の事例などを参考にしながら、なりすましによる投票が法律違反であることについての来場者向けの啓発の実施を検討してまいります。

(意見・要望)

選挙の公正を維持するために、なりすまし投票を防止することは大切です。とくに入場整理券を持たずに投票される方についての本人確認をしっかりと行っていただくこと、また投票所でのなりすまし投票抑止のためのポスター掲示をしていただくなど市としてできることに最大限取り組んでいただきたいと要望しておきます。

【選挙開票遅延】

(質問)

前回の衆議院選挙において多くの無効票を作ってしまったミスがあり、今回の衆議院選挙、知事選挙では開票に遅れを生じさせてしまいました。まずはその原因を説明ください。

<答弁>

開票の作業開始が遅れた原因の1つとしては、1か所の期日前投票所の投票箱の鍵が完全な施錠がなされないまま開票所に送致されたことによるものです。投票箱の鍵が完全な施錠がなされていないことにより、開票所において、当該投票所の諸書類の状況と投票箱の中に入っていた投票数が一致していること等を、開票立会人の立ち会いのもと、開披分類し、不正がなかったことについて全立会人のご了解をいただき、引き続き開票作業に入ることになりました。2点目に、開票速報が予定時間に発表できなかった原因としては、各投票所から開票所に届けられた投票録に記載されていた投票者数と投票用紙の残票の数が合わなかったところが複数箇所あり、正しい投票者数の確定に時間を要したことによるものです。

(質問)

開票の作業はどのくらい遅れたのか。また遅れたことにより開票事務従事者の手当はどのくらい増えたのか、お聞かせください。

<答弁>

開票の開始予定時間は午後9時を予定していたところ、雪の影響等により午後9時20分ぐらいに開票作業に入りましたが、投票所から送致された投票箱と封入された鍵の確認をしていた際に、投票箱の鍵が開錠しており、その対応で、その後40分から50分程度費やしたと思います。予算ベースではございますが、時間外手当を1時間当たり3250円、開票事務従事者全体で335名の体制ですので、約80万円程度と算定されます。

(質問)

先ほどの答弁で投票箱のカギのかけ忘れがあったとの事ですが、今回も現場のミスだと思われませんが、現場のリーダーや事務対応はどのようにしているのでしょうか。また開票所でも拘束時間が長いせいか、職員さんの態度もやる気のないように見えると現場を見に行った市民からご意見をいただいています。このような声を聴いて選挙管理委員会としていかがでしょうか、答弁を求めます。

<答弁>

当該投票所の事務担当の責任者に対しては聞き取りを行いました。投票箱の鍵については、最初の投票における空虚確認の際に、事務担当の責任者のほか、投票管理者、立会人及び選挙人の確認のもとで施錠しており、側面の鍵が完全にかかっている状態にもかかわらず、施錠できたと認識したと聞いております。開票所をはじめ、選挙事務に従事する職員に対しては、各説明会等で選挙の業務を自らの業務と捉えるとともに、公務員の自覚をもってあたるよう伝えていますが、今一度、選挙管理委員会として研修やマニュアルの見直し、各業務のチェック体制の見直しを行っていかねばならないと考えています。

【救急需要対策(マイナ救急)】

(質問)

救急需要対策、特にマイナ救急についてお聞きします。高齢化の進展などで、全国的に救急件数は増加傾向が続き、本市も例外ではないかと思えます。このことを受け、消防局では救急需要対策をおこなってきているとは思いますが、今回はその拡充をしていくとのこと。主要施策にある令和8年度から開始するマイナ救急について詳しくお聞かせください。また、これらによる効果、現時点での課題などがあればお聞かせください。

<答弁>

マイナ救急については、救急現場において救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、搬送先医療機関の選定などに役立つ情報を把握することにより、救急業務の円滑化を図る取り組みで、総務省消防庁の主導のもと令和8年度から全国一斉に本格運用を開始するものです。マイナ救急の効果ですが、傷病者の意識がない場合や自身の受診歴や薬剤情報を把握していないときにも、情報取得が可能となるとともに、痛みなどで会話することが困難な傷病者の負担が軽減されます。また、救急隊が傷病者の正確な医療情報などを確認できることにより、円滑な搬送先医療機関の選定が可能となるほか、確認した医療情報を事前に搬送先医療機関に伝えることで、適切な受入準備が行われ、早期の処置につなげることができます。課題については、マイナ保険証自体がなければ、マイナ救急を実施できないことから、マイナ救急の有用性を積極的に広報することで、普段からのマイナ保険証の携行について広く市民に周知を図る必要があると考えます。

(意見・要望)

マイナ救急については、マイナ保健証を活用して、特に医療情報を中心に、医療機関などと情報共有することにより早急に適切な医療行為が受けられる可能性があり、その他様々なメリットがあることが理解できました。しかし、課題もあり今後においてはマイナ保険証の普及に加え、携行も不可欠なので積極的に広報に努めていただきますようお願いします。

【子育てしやすさ NO.1 への投資】

(質問)

本市は子ども政策の充実、強化、子育て世帯が住み続けたいまちの実現のために令和6年度予算から5年間で約100億円の集中投資を行っていると同っております。そこでお聞きします。これまでの内訳を詳しくお聞かせください。令和6年度はこの政策にいくら支出して、トータル令和6年度の合計はこの額、令和7年度もお聞かせください。令和8年度予算にかかる内訳もお聞かせください。また令和8年度予算を含めるとトータルは約86億円を計上しているとも伺っております。5年間で100億円から差し引きを致しますと残りは14億円となります。この14億円についても決定していることがあれば、お聞かせください。

<答弁>

令和5年9月に策定した子育てしやすさNO.1プロジェクトにおいて、小1の壁の解消、教育の質・機会のハイレベル、子ども・子育てをまるごと支援の3つの柱と、関連する施策を打ち出し、その取り組みを対象として、5年間で100億円規模の投資を進めているところです。投資した施策の主な内容ですが、令和6年度当初予算では、小1の壁の解消として、小学校における朝7時からの校門開放や放課後こどもクラブの拡充などに約2億円、教育の質・機会のハイレベルとして、保護者負担費の無償化や小学校の放課後学習支援などに約11億円、子ども・子育てをまるごと支援として、児童相談所の開所に係る施設整備などに約18億円、合計約31億円を計上しました。令和7年度当初予算では、小1の壁の解消として、子育て世帯向けのとよなかはぐくみポータルサイトの創設や妊娠・出産・小学校入学時のマチカネポイントの給付などに約10億円、教育の質・機会のハイレベルとして、保護者負担費の無償化のほか、AI型ドリルの導入などに約12億円、子ども・子育てをまるごと支援として、高校生世代のひきこもりの未然防止、児童育成支援拠点や豊中型認定居場所の拡充などに約7億円、合計約29億円を計上しました。令和8年度当初予算では、小1の壁の解消として、放課後こどもクラブの拡充のほか、生成AIを活用した子育て相談チャットボットの導入などに約8億円、教育の質・機会のハイレベルとして、保護者負担費の無償化のほか、学びの多様化学校の整備などに約13億円、子ども・子育てをまるごと支援として、児童育成支援拠点やマイ子育てひろば等の拡充などに約5億円、合計約26億円を計上しました。今後については、社会情勢や市民ニーズを踏まえながら、プロジェクトに掲げる方針に沿って引き続き集中的に投資を進めていきます。

(質問)

令和6年度、令和7年度それぞれの年にどの政策でいくら支出を行いトータルの合計支出は理解できました。5年で100億投資を行なったからと言ってやめるのではなく、これからも継続して進めていく政策がある事も理解ができました。さて、子育てしやすさ NO.1は令和8年度予算案でも重点事項の一つとして掲げられており、そのポイントに、子育ても、仕事もあきらめない

豊中ならではの環境づくりをあげておられます。そこで伺いますが、現状、どれくらいの割合の方が、子育てと仕事の両立をあきらめておられるのか、また、その要因について、どのように把握、分析されているのか、教えて下さい。さらに、それらの分析に基づき、豊中ならではの改善策、環境整備とは具体的にどのようなことを検討、実施されているのか、教えて下さい。

<答弁>

国立社会保障・人口問題研究所が令和3年に実施した「結婚と出産に関する全国調査」では、理想のこどもを持たない理由として、経済的な理由が約52.6%と最多であるものの、育児の心理的・肉体的負担などの子育て環境を理由とする数値の合計は約56.3%で、それを上回っております。また、5年ごとの「豊中市子育て・子育て支援行動計画」の策定に際し、こどもや保護者を対象に行っているニーズ等調査においては共働き世帯が大幅に増加している一方で、就学前児童の保護者で、就労希望がありながら働いていない理由の1つとして、「保育サービスが利用できない」との回答が約31.7%となっております。このような状況の中、子育ての負担軽減・不安感の解消に向け、子育ての社会化を推進すべく、子育てしやすさNo.1プロジェクトの取組みや保育定員の確保を着実に進めており、このことが「子育てか仕事か」ではなく、「子育ても仕事も」がかなう環境づくりにつながるものと考えております。具体的には、育児支援・家事支援サービス等を掲載した「とよなかはぐみポータルサイト」の運用や、必要な情報に迅速かつ容易にアクセスできるための「生成 AI による子育て相談チャットボット」の導入、令和7年度から令和10年度までの継続費による1000人以上の保育定員の確保などに取り組んでいるところでございます。

(質問)

家族に予期せぬ事態が生じて、子育てや家事、仕事など、様々なことが破綻したり、何かをあきらめざるを得なくなるということもあります。例えば、突然、家族の誰かが事故に遭う、家族の誰かが重病にかかるなどすれば、仕事と子育ての両立、というよりも家庭と仕事の両立が困難になり、どちらかをあきらめるということがあり得ると思います。こういったケースについて、市の課題認識と、こういった場合においても、子育ても仕事もあきらめない環境づくりは重要と考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

家族に予期せぬ事態が生じた際においては、育児・生計・医療・介護といった複合的な課題が同時に発生する可能性があることから、これらの課題に応じた支援サービスを適切にご利用いただきつつ、望まれる暮らしが持続できる環境を整備していくことが必要であると認識しております。各ご家庭に生じるすべてのトラブルを完全に解決できるよう個別対応することは困難ではありますが、本市においては、多機関連携の取組みの中で、地域や支援機関のご協力も頂きながら、多様で複合的な課題に対する支援に取り組んでいるところでございます。例示

いただいたようなケースにおきましては、はぐくみセンターの総合相談において状況を丁寧にお伺いし、課題を整理したうえで、ニーズに応じて一時保育事業や育児支援家庭訪問事業などの支援サービスをご活用いただくなど、個々のご家庭の状況に応じた、こどもと家庭に寄り添う切れ目のない支援を進めてまいります。

【子育て支援策の都市間競争】

(質問)

国において少子高齢化が進行する中、子育て支援策については自治体間の競争にもなっています。そこで今回は豊中市と隣接する大阪市の施策との違いについてお聞きします。大阪市内では塾代助成、中学校給食無償化、新婚子育て世帯向け住宅ローン利子補助などが実施されており、また0～2歳児の保育施設の利用料を第1子から無償にする取り組みについて次年度当初予算に計上されています。子育てしやすさ NO.1を目指している豊中市としては、隣接する大阪市との子育て支援策についての都市間競争という観点からどのように認識しておられるのでしょうか。

<答弁>

本市におきましては、先のご質問への答弁にもありましたように、こども政策の充実・強化に向けた子育てしやすさ No.1プロジェクトに投資をしております。包括的な子育て支援体制の構築などとあわせて、例えば、「小1の壁解消」に着目した、朝7時からの小学校の校門開放、はぐくみポータルサイトの創設や小学校入学時のマチカネポイント付与など、他市に先駆けた本市独自の事業も数多く行っております。また、教育の質・機会の向上のために実施している保護者負担費の無償化も特徴的であると考えております。ご質問にございます施策の実施につきましても、他市動向もさることながら、これまで本市の取組みとあわせて、国の子育て支援に関する他の制度・施策の実施状況等をふまえて、市民ニーズ、施策の必要性や優先度、財政負担の影響等の観点から、総合的に検討する必要があると考えております。

(意見・要望)

子育てしやすさ NO.1への取組について、投資額の観点でいうと着実に進められていることについて評価をしております。そして、ぜひとも、社会情勢、市民ニーズを随時、適宜適切に把握、分析しながら、「子育ても仕事も」がかなう豊中ならではの環境づくりや取組み、さらには、様々な事情やケース、多様化、複雑化したご家庭にも可能な限り、寄り添い、支援する体制づくりや取組みを進めていただきますよう大いに期待しております。また、子育て支援策の都市間競争について、今回は隣接する大阪市の取組みを取り上げてお聞きしました。大阪市内にはない豊中市独自の取組みがあるわけですので、そういった取組みが、子育てしている親のロコミ等で広がることにより、豊中市は子育てしやすいよねというイメージ、ブランド確立につながっていくと思います。しっかりと子育て世帯に豊中市の独自の取組みをアピールしていただきたいと思っております。大阪市の子育て支援の取組みについても財政上の課題などもあろうかと思っておりますが、都市間競争の観点からもご答弁いただきましたように豊中市の子育て支援策全体のなかで総合的に検討していただきたいと思っております。

【午前7時からの小学校見守り事業】

(質問)

子育て NO. 1の施策の一つとして、市は午前7時からの小学校見守り事業に取り組まれており、今年度より3季休暇中についても実施しておられます。そこで先般の冬休みにおける利用状況と利用者一回当たりの市のコスト、今年度について現時点までの1校当たり一日平均利用者数、利用者1回あたりの市のコストについて教えてください。また、当事業は小1の壁解消に向けて始められて事業と認識していますが、友達が利用しており一緒に遊びたいので、事業の利用を始めるといったケースがあるのかについても教えてください。

<答弁>

冬休み中の利用につきましては、5日間で延べ357人となっております。また、冬休み中の一人一回当たりの利用に係る費用試算は約5200円でございます。令和7年4月から令和8年1月末までの利用につきましては、延べ30894人の児童が利用しており、1校あたりの1日平均人数は4.08人となっております。この間の見守り事業の委託料の支出金額から試算しますと年間一人一回あたりの利用に係る費用は約2300円でございます。本事業利用にあたっての保護者登録情報から、友達が利用しているからという理由で登録されている方は確認できません。

(意見・要望)

子育て全体的な利用状況については、学校による利用状況のばらつきがあり、多いところでは1日平均10人を超えるところが3校ある一方で、ひとり未満ところも休止中の学校をのぞいて6校あります。また冬期休暇中の一人1回当たりのコスト試算が5000円を超えている一方で利用料がかからないというのも気がかりです。子育てしやすさ NO. 1における投資として妥当なのか、3年目になる次年度にむけしっかり検証するべきと意見しておきます。

【産後ケア事業（アウトリーチ型）の導入】

（質問）

産後ケア事業（アウトリーチ型）の導入について伺います。既存の宿泊型やデイサービス型の産後ケアに加えて、アウトリーチ型を新たに実施することですが、その理由や経緯、目的を教えてください。また、利用対象者や利用条件、利用回数の制限や利用時間、利用料の詳細を教えてください。さらに、どれくらいの利用を想定されているのか、教えてください。

<答弁>

産後ケア事業は、これまで利用料金の減額や利用条件の緩和、スタッフ加算の導入等、利便性の向上や受入施設の増加におけ取り組んできた結果、利用日数や契約施設数は年々増加しております。一方で、既存の宿泊型やデイサービス型では、外出が困難な方や、きょうだい児がいる方は利用がしづらいという課題があったため、さらなる利便性の向上のため、アウトリーチ型を導入するものです。アウトリーチ型の利用対象者は既存の類型と同じく、出産後1年未満の産婦とそのこどもで、お産と育児の疲れから体調がよくない、育児に不安がある、流産、死産を経験されたなど支援が必要な場合にご利用いただけます。利用回数の上限は、これまで宿泊型とデイサービス型合わせて7回までとしていたものを、アウトリーチ型含めて10回までと考えております。利用時間は2時間で、利用料は500円です。利用の見込みは他市事例を参考に年間のべ400回と想定しています。

（質問）

既存の宿泊型やデイサービス型の産後ケアも利用者が増加傾向にありますが、現状の需給状況や今後の見込みについて、教えてください。また、新たにアウトリーチ型の産後ケア事業をお願いする事業者は、既存の事業を担っていただいている事業者を想定されているのでしょうか。また、利用ニーズに十分対応できるだけのサービス供給枠や量、質の確保は見込めているのでしょうか。さらに、宿泊型やデイサービス型に比べて、直接、自宅まで来てもらえるアウトリーチ型が開始されれば、利便性の観点から、アウトリーチ型のニーズが集中する懸念がありますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

過去3年間で比較すると、延利用日数は令和3年度458日から令和6年度2326日と約5倍に、契約施設数は令和3年度12施設から令和6年度26施設と約2倍に増加しています。産後に支援を必要とする方が気軽に利用できる身近な支援サービスとなっており、今後も利用希望者は増加すると見込んでいます。アウトリーチ型を委託する主な事業者は、既存事業を担う事業者を想定しており、昨年実施した事業者への意向調査では、アウトリーチ型を「既に実施している」と回答した施設が7件、「検討する」と回答した施設が7件あり、供給量は一定確保できるものと見込んでいます。また、質の確保につきましては、新規契約時及びその後2年に

1回程度、施設を訪問のうえ、対応状況とスタッフの体制、受入環境等を確認し、指導・助言を行っており、引き続き丁寧に取り組んでまいります。ニーズ集中への懸念につきましては、先行他市において、アウトリーチ型開始後も宿泊型やデイサービス型の利用ニーズは減ることはなく、長期に支援が必要な場合は宿泊型、ご家庭での支援が必要な場合はアウトリーチ型など、それぞれのご希望に沿った利用がなされており、本市においても同様であると考えています。

(意見・要望)

ご答弁にもありましたが、産前産後に支援を必要とされる方の数も支援の内容も今後も増加するとともに多様化していくことが想定され、市として、これまで同様、もしくはこれまで以上に利便性の向上や、支援を必要とする方が必要とするタイミングで支援を受けられる体制づくり、環境整備にも引き続き、ご尽力いただきたいと強く要望しておきます。

【5歳児健診の試行実施】

（質問）

新年度において5歳児健康診査の試行実施が予算計上されています。この事業のねらいや実施方法、健康診査後のアプローチ等について詳しくお聞かせください。

＜答弁＞

本事業は、言語能力や社会性が高まる5歳児に対し、就学前施設と連携して健康診査を実施することで、こどもの発達に関する困りごとを早期に発見し、就学に向けてきめ細やかな支援を行うことを目的としております。令和9年度からの本格実施をめざし、来年度は、市内6施設の在籍児童を対象とし、保護者へのこどもの発達に関するアンケートとあわせて、在籍園において、児童発達支援センターの専門職による行動観察を行います。これにより、これまで支援につながっておらず、医師の診察が必要と判断したこどもへは保健センターが実施する医師クリニックの受診につなげます。健康診査後のアプローチにつきましては、受診状況、受診結果を確認するとともに、ご不安やお悩みがある場合は各種相談窓口を案内し支援につなげます。加えて、こどものすこやかな成長発達を促すため、行動観察にあわせて在籍園におけるこども一人一人にあわせた環境調整等を園職員とともに行うほか、就学を見据えた教育、医療、福祉各分野の関係機関との情報共有と連携による切れ目のない支援を行ってまいります。

（意見・要望）

5歳児健診は以前からやっていただきたいと思っていた事業でもあり、来年度は試行としてスタートし令和9年度には本格実施となるということで了解しました。健診後のアプローチは非常にデリケートな話でもありますので保護者にとっても受け止めやすい方法の模索など、丁寧に進めていただきたいと要望しておきます。

【幼保小の架け橋プログラム】

（質問）

幼保小の架け橋プログラムについてお聞きします。小1ギャップの解消のため就学前施設と小学校で連携して取り組みを進めるための架け橋プログラムというものが国においても推奨され、昨年12月議会において会派所属議員から質問と要望をさせていただきました。その際、今後架け橋プログラムを実施すべくカリキュラムの作成を小学校区ごとに検討していくと答弁されました。新年度におけるこれら取り組みの予定についてお聞かせください。

<答弁>

架け橋カリキュラムの作成にあたりましては、市立小学校・義務教育学校及び市内就学前施設の関係者が参加する今年度の幼保こ小連絡協議会において、令和8年度に「架け橋カリキュラム検討部会」の設置を予定していること。また、同部会において、市としての架け橋カリキュラムの作成に向けた基本的な考え方や方向性を整理するとともに、令和9年度には、複数の小学校と就学前施設から構成される市内17ブロックそれぞれにおいて策定・運用する旨などを確認したところでございます。検討部会につきましては、教育委員会をはじめとする関係行政機関に加え、市立小学校及び義務教育学校の校長や市内就学前施設職員、さらには学識者により構成する予定としており、多様な立場からの専門的知見や現場の実情を踏まえ、各ブロックにおける実効性のある架け橋カリキュラムの策定・運用につなげてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、引き続きこども未来部と連携・協働しながら、架け橋カリキュラムの策定と運用が円滑に進むよう努めてまいります。

（意見・要望）

来年度においてはカリキュラムを検討していく土台が作られるということで理解いたしました。就学前施設の所在する地域と就学する小学校が必ずしも一致しないケースも多々あると思います。17ブロックごとに内容が作られるということですが、あまり個別性の高い内容にならないよう留意していただきたいと思います。

【放課後こどもクラブの持続可能な運営体制と質の確保】

（質問）

放課後こどもクラブの持続可能な運営体制と質の確保について伺います。本市の放課後こどもクラブは、対象学年の拡充、開設時間の延長、土曜日の開設をはじめ、利用者のニーズにあわせて、様々なサービス拡充をしてこられました。さらに、入会要件をこども園と統一する形での緩和や、1クラブ室あたりの児童数を令和11年度に概ね40人にする計画も進められています。一方で、クラブの利用料は、それほど値上げ等はされておらず、昨今の物価高騰や人件費の高騰なども考慮すると、クラブの運営体制が持続可能といえるのか甚だ疑問ですし、十分な質の確保という観点からも危惧を感じています。そこで伺いますが、実際に、指導員のなり手不足は深刻度を増す一方で、利用者のニーズに応えるべくサービスの拡充を図ることは評価するものの、質の確保や持続可能な運営体制という観点からは、利用料収入を上げることも考える必要があるのではないかと考えますが、認識と見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

放課後こどもクラブの会費は、平成5年度に月額3000円と設定した後、平成12年度に4000円、平成17年度に5000円、平成21年度に現行額の6000円に改定しました。その後も、原則として4年ごとに検証を実施しており、現在に至っております。放課後こどもクラブ事業の財源構成は、子ども・子育て支援交付金を最大限活用した場合に保護者、国、府、市で概ね1/4ずつとなっており、会費の検証もこの考え方を基本として行ってきたところです。会費の額の見直しとその算出方法については、令和8年4月入会分より放課後こどもクラブの入会要件をこども園と統一したことに伴う歳出・歳入の動きをふまえ、令和8年度の決算見込をベースに、国や他市の動向、物価や人件費の高騰もふまえつつ、検証を行いたいと考えております。

（意見・要望）

「歳出・歳入の動きをふまえ、令和8年度の決算見込をベースに、国や他市の動向、物価や人件費の高騰もふまえつつ、検証を行う」とのご答弁は、一定理解はするものの、納得のいく答弁ではありません。実際、クラブ会費については原則4年ごとに検証しているとしながら、平成21年度に現行額に改定されて以降、約16年もの間、改定がされていません。さらに、この間、物価や人件費の高騰が続くと共に、指導員の成り手不足が最大の課題となってきたことなどを踏まえ、真剣かつ実態にあった検証がなされてきたのか、大いに疑問があります。ぜひとも、質の確保の観点からも、会費の改定を含めた持続可能な運営体制の構築を目指し本気かつ積極的な取り組みをあらためて強く要望しておきます。

【スクールバス】

（質問）

スクールバスについてお聞きします。次年度より旧庄内西小学校区の児童生徒は新設予定のよつば学園にスクールバスを利用して通学予定と伺っております。あらためて、スクールバスの運行スケジュールや想定される利用人数をお聞かせください。またスクールバスを利用するにあたり、バス停はどの場所に設置されるのかもお聞かせください。

<答弁>

スクールバスの標準的な運行スケジュールは、午前7時30分から午後5時までの運行で登校時のべ4便、下校時のべ6便で計10便程度を予定しております。バス停については、庄内西小学校と庄内よつば学園の計2か所に設置する予定です。

（質問）

スクールバスの運行スケジュールやバス停の場所は理解をいたしました。以前の委員会質疑においてスクールバスの安全体制について乗降人数の確認などの管理体制の確保や置き去り防止のための安全装置の設置などを受託事業者に求めるとの答弁がございました。また乗降時に学校や地域の方々の協力による見守り活動を実施し二重三重の安全管理体制を確保することも答弁がございました。この点について決定していることをお聞かせください。またスクールバスの車内の防犯カメラの設置も要望しておりましたがこの点についてもお聞かせください。合わせて日本版 DBS が本年に施行されますが、これについての対応状況もお聞かせください。

<答弁>

スクールバスの安全管理体制については、国土交通省のガイドラインに適合する安全装置の設置、アプリによる管理システムの導入のほか、添乗員による児童の誘導や安全確認を実施してまいります。あわせてPTAや地域の方々の協力による見守り活動や、スクールバスの車内には防犯カメラを設置するなど、二重三重の安全管理対策を講じてまいります。また、日本版 DBS については、本年12月に法施行が予定されており、現在、民間企業の認証手続きやその時期、具体的な公的照会フローなど、担当省庁であります「こども家庭庁」に問い合わせを行っているところです。引き続き、国の動向を注視しつつ、法施行を見据えて適切に対応してまいりたいと考えております。

（意見・要望）

スクールバスの安全体制については理解をいたしました。低学年の子どもたちが利用いたしますので答弁にあったように二重三重の安全管理対策をよろしく願います。以前に要望していました、スクールバス内に防犯カメラを設置することも決定していただきありがとうございます。

また日本版の DBS が本年12月に施行とのことで、施行されましたら速やかに法にのっとった対応をお願いします。本市初のスクールバスの導入になりますが子どもたちが安心安全によつば学園に通学できるように引き続きのご尽力をよろしくをお願いします。

【中学校部活動の地域展開】

（質問）

中学校部活動の地域展開についてお伺いします。本市においても一部の地域やクラブにおいて試行的にクラブ活動の地域展開が行われてきましたが、そこで見えてきた成果と課題、新年度において取り組まれる事業内容について詳しくお聞かせください。

<答弁>

部活動の地域展開については、令和5年度より国の実証事業を活用し、地域クラブ活動の試行を実施してきました。今年度は、4種目5団体において、指導者資格の取得支援や夜間照明機器の試行配備、教員の兼職・兼業など、多面的な検証を行い、課題の整理を進めました。また、児童生徒・保護者・教員を対象にアンケートを行い、多様化する活動ニーズや意識等を把握しました。これらを踏まえ、地域団体の量的確保と質の担保、学校施設の利用調整や設備の整備、謝礼や運営費に係る保護者負担と財源確保など、今後解決すべき課題が明確となりました。こうした状況を踏まえ、先日、アンケート結果やこれまでの取組を整理した「とよチャレ（豊中市地域クラブ活動チャレンジ推進事業）について」を取りまとめ、子どもが主体的に選択できる活動機会の確保や安全管理のあり方など、地域展開の完全実施に向けた基本的な考え方を整理しました。

（意見・要望）

新年度において実施される内容について概略は理解できました。

【図書館】

(質問)

現在中央図書館的な機能を有するといえる岡町図書館、そして書庫のある野畑図書館の老朽化の状況についてはどのようになっているかお聞かせください。次に(仮称)中央図書館の候補地である豊島公園についての現在の検討状況についてお答えください。そして豊島公園内に建設するかどうかについての一定の結論・方向性はいつ頃までに出すことを予定されているのでしょうか。また(仮称)中央図書館の開館のスケジュールの遅れはどの程度を想定しておられるのでしょうか。加えてスケジュールの遅れについては岡町図書館・野畑図書館の老朽化の進行次第では図書館利用者に影響がでることを危惧しますが市としてどのように考えておられるのでしょうか。また令和5年3月に策定された豊中市立図書館みらいプランにおいては緑地公園駅エリアに交通結節点型サービスポイントの設置を検討するとありますが、3年経過した現地での検討状況についてもお聞かせください。

<答弁>

老朽化の状況については、両館とも壁や配管の修繕、空調機器の更新など、昨今修繕が増加している状況です。岡町図書館は築約60年・大規模修繕から30年超が経過しており、修繕に必要な部品調達が難しくなっている状況です。野畑図書館は築約40年で今後の図書館の再編に合わせ、大規模修繕が必要になる状況です。豊島公園での(仮称)中央図書館整備の検討状況につきましては、建物の配置・規模、設置機能、事業手法などを調査・検討しており、現時点では来年度の上半期を目途に、今後の方向性を示してまいりたいと考えております。スケジュールについては、事業手法を検討し作業工程を洗い出した後、示してまいりたいと考えております。教育委員会としては、引き続き応急措置等を修理事業者と調整することなど、利用者の皆さまへの影響が無いよう対応しながら、中央図書館整備の検討に取り組んでまいりたいと考えております。緑地公園駅エリアのサービスポイント設置の検討については、公共及び民間施設において、変わらず対象地が見当たらない状況です。引き続き、定期的な周辺地域の実見や、サービスポイントの代替となる事例の調査・研究に取り組んでまいります。

(質問)

(仮称)中央図書館の豊島公園での整備については次年度上半期までに方向性を出されるということです。岡町図書館等の老朽化への対応の兼ね合いもあることから、できるだけ早く方向性をお示しいただき、また開館スケジュールの遅れによる図書館利用者への影響ができるだけ出ないように検討をしていただきたいと思っております。緑地公園駅エリアに交通結節点型サービスポイントを設置することについては適切な場所がまだ見つからないとのことですが、あきらめることなく実現に向けた取り組みの継続をお願いいたします。さて(仮称)中央図書館の豊島公園内での建設を検討するに際して、これまでの(仮称)中央図書館基本構想や豊中市立図書館

みらいプランにて示されてきた(仮称)中央図書館の機能的な側面について見直すことはされるのでしょうか。特にこれまでの図書館の蔵書の利用傾向や電子書籍の普及、さらには国会図書館における蔵書電子化・オンライン公開などを踏まえて(仮称)中央図書館における蔵書数について改めて見直すことは考えられるのでしょうか。

<答弁>

(仮称)中央図書館の機能につきましては、候補地の変更はいたしました。長期的に安定的な図書館運営を考えた際に、(仮称)中央図書館基本構想や図書館みらいプランに掲げる機能は現時点においても必要であると考えております。蔵書につきましては、基本構想において貸出冊数と蔵書回転率から本市の規模として100万冊を導き出しております。ご質問の電子書籍は出版社が図書館に提供しているタイトル数が少ないことや、有効期限などの制約があること、国立国会図書館のオンラインサービスも当面、入手困難な資料に限定される見込みであることから、現時点では見直しの根拠になるものとは考えておりません。限られた蔵書数を有効に活用し学びの需要に応えるためにも、いつでも新鮮で多様な資料が提供できるよう取り組む必要があると考えております。

(意見・要望)

(仮称)中央図書館については、第一優先候補地での建設がなくなりましたが、とはいえ(仮称)中央図書館基本構想で示されている考え方自体についての変更は基本的には考えていないということ、また開館におけたスケジュールが遅れる可能性に関しては市民利用者の皆様に迷惑をおかけしないよう進めていく方向性であるということまで理解をいたしました。今回様々議論させていただいたことを含めて、引き続き各常任委員会にて議論を深めさせていただきたいと思えます。以上で大阪維新の会・無所属議員団の代表質問を終わります。